

名張市地域防災計画・水防計画 新旧対照表

章・節	頁	現計画	修正案	理由
表紙		名張市地域防災計画 名張市水防計画 令和 5 年度改定版 名張市防災会議	名張市地域防災計画(案) 名張市水防計画 (案) 令和 7 年度改定版 名張市防災会議	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
		名 張 市 地 域 防 災 計 画 目 次 第 1 章 総 則 1 第 1 節 計画の方針（共通） 1 第 2 節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通） 3 第 3 節 市民の責務と事業所の役割 13 第 4 節 名張市の特質（共通） 15 第 5 節 過去の災害（共通） 19 第 6 節 地震の被害想定（震災） 21 第 2 章 災害予防計画 32 第 1 節 防災意識・防災知識の普及計画（共通） 32 (危機管理室・福祉子ども部・教育委員会・消防本部) 第 2 節 防災訓練実施計画（共通） 36 (関係各部・関係各機関) 第 3 節 自主防災組織・消防団の育成・強化計画（共通） 38 (危機管理室・消防本部) 第 4 節 ボランティア活動支援計画（共通） 41 (福祉子ども部) 第 5 節 事業所の防災活動の促進計画（共通） 42 (危機管理室) 第 6 節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（共通） 44 (危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部) 第 7 節 市災害対策本部整備計画（共通） 46 (危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部・出納室) 第 8 節 受援体制整備計画（共通） 47 (危機管理室・消防本部・関係各部) 第 9 節 情報収集・連絡計画（共通） 48 (危機管理室・関係各部) 第10節 気象業務整備計画（風水害等） 50 (危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部) 第11節 通信及び放送施設災害予防計画（共通） 51 (危機管理室・総務部・消防本部) 第12節 避難対策計画（共通） 52 (危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・消防本部) 第13節 医療・救護計画（共通） 57	名 張 市 地 域 防 災 計 画 目 次 第 1 章 総 則 1 第 1 節 計画の方針（共通） 1 第 2 節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通） 3 第 3 節 市民の責務と事業所の役割 13 第 4 節 名張市の特質（共通） 15 第 5 節 過去の災害（共通） 19 第 6 節 地震の被害想定（震災） 21 第 2 章 災害予防計画 32 第 1 節 防災意識・防災知識の普及計画（共通） 32 (危機管理室・福祉子ども部・教育委員会・消防本部) 第 2 節 防災訓練実施計画（共通） 36 (関係各部・関係各機関) 第 3 節 自主防災組織・消防団の育成・強化計画（共通） 38 (危機管理室・消防本部) 第 4 節 ボランティア活動支援計画（共通） 41 (福祉子ども部) 第 5 節 事業所の防災活動の促進計画（共通） 42 (危機管理室) 第 6 節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（共通） 44 (危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部) 第 7 節 市災害対策本部整備計画（共通） 46 (危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部・出納室) 第 8 節 受援体制整備計画（共通） 47 (危機管理室・消防本部・関係各部) 第 9 節 情報収集・連絡計画（共通） 48 (危機管理室・関係各部) 第10節 気象業務整備計画（風水害等） 50 (危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部) 第11節 通信及び放送施設災害予防計画（共通） 51 (危機管理室・総務部・消防本部) 第12節 避難対策計画（共通） 52 (危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・消防本部) 第13節 医療・救護計画（共通） 57	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
		(福祉子ども部・消防本部・市立病院) 第14節 緊急輸送計画（共通） 59 (危機管理室・産業部・都市整備部) 第15節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画（共通） 60 (地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部) 第16節 防災営農計画（風水害等） 62 (産業部) 第17節 地盤災害防止計画（共通） 63 (危機管理室・産業部・都市整備部) 第18節 森林保全計画（風水害等） 66 (産業部) 第19節 治水計画（風水害等） 67 (危機管理室・都市整備部) 第20節 文教対策計画（幼稚園を含む）（共通） 69 (福祉子ども部・教育委員会) 第21節 火災予防計画（共通） 71 (消防本部・関係各部) 第22節 林野火災予防計画（共通） 73 (産業部・消防本部) 第23節 危険物施設等災害予防計画（共通） 74 (消防本部) 第24節 公害対策計画（共通） 77 (地域環境部) 第25節 低湿地対策計画（風水害等） 78 (産業部・都市整備部) 第26節 都市型水害予防計画（風水害等） 79 (危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・上下水道部・消防本部) 第27節 建築物等災害予防計画（震災） 81 (都市整備部・関係各部) 第3章 災害応急対策計画 83 第1節 活動体制（共通） 83 (危機管理室・関係各部) 第2節 災害対策要員の確保（共通） 93 (危機管理室・総務部) 第3節 タイムラインに基づく防災・減災対策（風水害） 96 (危機管理室・関係各部) 第4節 災害派遣・応援要請（共通） 98 (危機管理室) 第5節 ボランティアの受入体制（共通） 104	(福祉子ども部・消防本部・市立病院) 第14節 緊急輸送計画（共通） 59 (危機管理室・産業部・都市整備部) 第15節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画（共通） 60 (地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部) 第16節 防災営農計画（風水害等） 62 (産業部) 第17節 地盤災害防止計画（共通） 63 (危機管理室・産業部・都市整備部) 第18節 森林保全計画（風水害等） 66 (産業部) 第19節 治水計画（風水害等） 67 (危機管理室・都市整備部) 第20節 文教対策計画（幼稚園を含む）（共通） 69 (福祉子ども部・教育委員会) 第21節 火災予防計画（共通） 71 (消防本部・関係各部) 第22節 林野火災予防計画（共通） 73 (産業部・消防本部) 第23節 危険物施設等災害予防計画（共通） 74 (消防本部) 第24節 公害対策計画（共通） 77 (地域環境部) 第25節 低湿地対策計画（風水害等） 78 (産業部・都市整備部) 第26節 都市型水害予防計画（風水害等） 79 (危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・上下水道部・消防本部) 第27節 建築物等災害予防計画（震災） 81 (都市整備部・関係各部) 第3章 災害応急対策計画 83 第1節 活動体制（共通） 83 (危機管理室・関係各部) 第2節 災害対策要員の確保（共通） 93 (危機管理室・総務部) 第3節 タイムラインに基づく防災・減災対策（風水害） 96 (危機管理室・関係各部) 第4節 災害派遣・応援要請（共通） 98 (危機管理室) 第5節 ボランティアの受入体制（共通） 104	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
		(福祉子ども部) 第6節 気象予報、警報等及び地震情報等の伝達活動（共通）…………… 107 (危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部) 第7節 被害情報収集・連絡活動（共通）…………… 112 (危機管理室・関係各部) 第8節 通信運用計画（共通）…………… 123 (危機管理室・総務部・消防本部) 第9節 避難対策活動（共通）…………… 126 (危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・上下水道部 ・消防本部) 第10節 消防救急活動（共通）…………… 135 (危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院) 第11節 救助活動（共通）…………… 138 (危機管理室・福祉子ども部・消防本部) 第12節 医療・救護活動（共通）…………… 140 (危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院) 第13節 局地的災害応急対策（風水害等）…………… 145 (危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部) 第14節 災害警備活動（共通）…………… 148 (危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・ 行政・デジタル改革推進室) 第15節 交通応急対策（共通）…………… 149 (危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部) 第16節 障害物除去活動（共通）…………… 156 (地域環境部・産業部・都市整備部) 第17節 流木の防止（風水害等）…………… 158 (産業部・都市整備部) 第18節 緊急輸送活動（共通）…………… 159 (危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部) 第19節 県防災ヘリコプター活用計画（共通）…………… 163 (危機管理室・消防本部) 第20節 危険物施設等応急対策（共通）…………… 166 (危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部) 第21節 公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通）…………… 169 (都市整備部・上下水道部・関係各部) 第22節 航空機事故、列車事故等、突発的災害に係る応急対策（共通）…………… 170 (関係各部) 第23節 農林施設等災害応急対策（共通）…………… 171	(福祉子ども部) 第6節 気象予報、警報等及び地震情報等の伝達活動（共通）…………… 107 (危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部) 第7節 被害情報収集・連絡活動（共通）…………… 112 (危機管理室・関係各部) 第8節 通信運用計画（共通）…………… 123 (危機管理室・総務部・消防本部) 第9節 避難対策活動（共通）…………… 126 (危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・上下水道部 ・消防本部) 第10節 消防救急活動（共通）…………… 135 (危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院) 第11節 救助活動（共通）…………… 138 (危機管理室・福祉子ども部・消防本部) 第12節 医療・救護活動（共通）…………… 140 (危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院) 第13節 局地的災害応急対策（風水害等）…………… 145 (危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部) 第14節 災害警備活動（共通）…………… 148 (危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・ 行政・デジタル改革推進室) 第15節 交通応急対策（共通）…………… 149 (危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部) 第16節 障害物除去活動（共通）…………… 156 (地域環境部・産業部・都市整備部) 第17節 流木の防止（風水害等）…………… 158 (産業部・都市整備部) 第18節 緊急輸送活動（共通）…………… 159 (危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部) 第19節 県防災ヘリコプター活用計画（共通）…………… 163 (危機管理室・消防本部) 第20節 危険物施設等応急対策（共通）…………… 166 (危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部) 第21節 公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通）…………… 169 (都市整備部・上下水道部・関係各部) 第22節 航空機事故、列車事故等、突発的災害に係る応急対策（共通）…………… 170 (関係各部) 第23節 農林施設等災害応急対策（共通）…………… 171	

章・節	頁	現計画（改定作業用）	修正案	理由
		（産業部） 第 24 節 市民への広報活動（共通）…………… 173 （危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・行政・デジタル改革推進室・市民部・福祉子ども部・消防本部） 第 25 節 給水活動（共通）…………… 176 （危機管理室・総務部・地域環境部・上下水道部） 第 26 節 食料供給活動（共通）…………… 179 （危機管理室・産業部・教育委員会） 第 27 節 生活必需品等供給活動（共通）…………… 181 （総務部・福祉子ども部・産業部） 第 28 節 防疫・保健衛生活動（共通）…………… 183 （地域環境部・福祉子ども部） 第 29 節 清掃活動（共通）…………… 186 （危機管理室・地域環境部・産業部・上下水道部） 第 30 節 遺体の搜索・処理・埋火葬（共通）…………… 188 （地域環境部・福祉子ども部・消防本部） 第 31 節 文教対策（幼保園を含む）（共通）…………… 191 （福祉子ども部・教育委員会） 第 32 節 住宅応急対策（共通）…………… 195 （危機管理室・総務部・福祉子ども部・都市整備部） 第 33 節 災害救助法の適用（共通）…………… 199 （福祉子ども部） 第 34 節 災害義援金・義援物資の受入（共通）…………… 205 （福祉子ども部） 第 35 節 県内市町等応援・受援体制の整備（共通）…………… 207 （危機管理室・総務部） 第 36 節 避難時における避難行動要支援者対策（共通）…………… 209 （危機管理室・地域環境部・福祉子ども部、産業部） 第 37 節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（風水害）…………… 212 （危機管理室・産業部・都市整備部） 第 4 章 災害復旧計画…………… 214 第 1 節 公共施設災害復旧事業計画（共通）…………… 214 （福祉子ども部・産業部・都市整備部・教育委員会・上下水道部・市立病院） 第 2 節 財政金融計画（共通）…………… 217 （総務部） 第 3 節 中小企業振興対策（共通）…………… 220 （産業部）	（産業部） 第 24 節 市民への広報活動（共通）…………… 173 （危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・行政・デジタル改革推進室・市民部・福祉子ども部・消防本部） 第 25 節 給水活動（共通）…………… 176 （危機管理室・総務部・地域環境部・上下水道部） 第 26 節 食料供給活動（共通）…………… 179 （危機管理室・産業部・教育委員会） 第 27 節 生活必需品等供給活動（共通）…………… 181 （総務部・福祉子ども部・産業部） 第 28 節 防疫・保健衛生活動（共通）…………… 183 （地域環境部・福祉子ども部） 第 29 節 清掃活動（共通）…………… 186 （危機管理室・地域環境部・産業部・上下水道部） 第 30 節 遺体の搜索・処理・埋火葬（共通）…………… 188 （地域環境部・福祉子ども部・消防本部） 第 31 節 文教対策（幼保園を含む）（共通）…………… 191 （福祉子ども部・教育委員会） 第 32 節 住宅応急対策（共通）…………… 195 （危機管理室・総務部・福祉子ども部・都市整備部） 第 33 節 災害救助法の適用（共通）…………… 199 （福祉子ども部） 第 34 節 災害義援金・義援物資の受入（共通）…………… 205 （福祉子ども部） 第 35 節 県内市町等応援・受援体制の整備（共通）…………… 207 （危機管理室・総務部） 第 36 節 避難時における避難行動要支援者対策（共通）…………… 209 （危機管理室・地域環境部・福祉子ども部、産業部） 第 37 節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（風水害）…………… 212 （危機管理室・産業部・都市整備部） 第 4 章 災害復旧計画…………… 214 第 1 節 公共施設災害復旧事業計画（共通）…………… 214 （福祉子ども部・産業部・都市整備部・教育委員会・上下水道部・市立病院） 第 2 節 財政金融計画（共通）…………… 217 （総務部） 第 3 節 中小企業振興対策（共通）…………… 220 （産業部）	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第1章 第2節	4	第1章 総 則 第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通） 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示等 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 災害防災応急計画の作成指導及び届出の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施	第1章 総 則 第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通） 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示等 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置	(20)の削除 県計画との整合 項番号の繰り 下げ

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第1章 第2節	9	5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社三重支店 ア 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行 (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置 イ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 ウ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 エ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (2) 株式会社NTTドコモ東海支社 ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の性格、迅速な収集、連絡 イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線	5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社三重支店 ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 ウ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置 (2) 株式会社NTTドコモ東海支社 ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確	県計画との整合 警戒宣言の廃止に伴う修正 県計画との整合 警戒宣言の廃止に伴う修正 誤記の修正

第1章 第2節		の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (ウ)被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害普及措置 9 (3) KDDI株式会社中部総支社 ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (4) ソフトバンク株式会社 ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置 10 (5) 日本銀行名古屋支店 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の処置を講じる。	保及び移動 通信設備の早急な災害復旧措置 (3) KDDI株式会社中部総支社 ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報等の正確、迅速な収集、連絡 イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (4) ソフトバンク株式会社 ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報等の正確、迅速な収集、連絡 イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置 (5) 楽天モバイル株式会社 ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置 (6) 日本銀行名古屋支店 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の処置を講じる。	県計画との整合 警戒宣言の廃止に伴う修正 県計画との整合 警戒宣言の廃止に伴う修正 県計画との整合 楽天モバイル株式会社の新規記載 項目番号の繰り下げ 以下同様
--------------------	--	---	--	--

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第1章 第2節	10	(6) 日本赤十字社三重県支部 ア 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備 イ 災害時における医療、助産及びその他の救助 ウ 救助物資の配分 エ 災害時の血液製剤の供給 オ 義援金の受付及び配分 カ その他災害救護に必要な業務 (7) 日本放送協会津放送局 ウ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知 (8) 中日本高速道路株式会社 ア 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施 (9) 独立行政法人水資源機構 ア 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進 イ 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施	(7) 日本赤十字社三重県支部 ア 南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う医療救護の派遣準備 イ 災害時における医療、助産及びその他の救助 ウ 救助物資の配分 エ 災害時の血液製剤の供給 オ 義援金の受付及び配分 カ その他災害救護に必要な業務 (8) 日本放送協会津放送局 ウ 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知 (9) 中日本高速道路株式会社 ア 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の建設、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施 (10) 独立行政法人水資源機構 ア 南海トラフ地震臨時情報等の発表時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進 イ 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施	県計画との整合 警戒宣言の廃止に伴う修正 警戒宣言の廃止に伴う修正 県計画との整合 警戒宣言の廃止に伴う修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第1章 第3節	14	第3節 市民の責務と事業所の役割（共通） 第1項 市民の責務 2 地域への協力 地域の災害が発生した際、消防、警察、自衛隊等の公的機関による救護活動は、直ちに実行できないことが多い。そのため、地区のことは地区で人命救助・初期消火等助け合うことが非常に重要である。特に災害の際は援助することが必要な高齢者等の要配慮者に対し支援が必要となるため、個人情報の管理に努めつつ実情を把握し、共に助け合うことが必要である。	第3節 市民の責務と事業所の役割（共通） 第1項 市民の責務 2 地域への協力 大規模な災害が発生した際、消防、警察、自衛隊等の公的機関による救護活動は、直ちに実行できないことが多い。そのため、地区のことは地区で人命救助・初期消火等助け合うことが非常に重要である。特に災害の際は援助することが必要な高齢者等の要配慮者に対し支援が必要となるため、個人情報の管理に努めつつ実情を把握し、共に助け合うことが必要である。	表記の適正化

章・節	頁	現計画	修正案	理由																																																																																																																																																																	
第1章 第4節	16	第4節 名張市の特質（共通） 第1項 位置・地勢 名張市は、北緯34度37分27秒、東経136度6分40秒の三重県の西部、上野盆地の南西部に位置し、東西10.6キロメートル、南北13.1キロメートル、総面積129.77平方キロメートルで、人口約8万人を擁しており、北部は伊賀市（旧上野市）、東部は伊賀市（旧青山町）と津市（旧美杉村）に、他の二方は奈良県に接している 第3項 気象の概況 本市における月別平均気温と降水量（令和2年）  本市における気象状況（平成23年～令和2年） <table><tr><th>年</th><th>平均気温 (℃)</th><th>最高気温 (℃)</th><th>最低気温 (℃)</th><th>平均湿度 (%)</th><th>平均風速 (m)</th><th>降水量 (mm)</th></tr><tr><td>平成23年</td><td>14.4</td><td>35.7</td><td>-4.3</td><td>—</td><td>1.4</td><td>1803.5</td></tr><tr><td>平成24年</td><td>14.2</td><td>36.6</td><td>-7.5</td><td>78.6</td><td>1.5</td><td>1568.0</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>14.7</td><td>36.8</td><td>-3.5</td><td>78.2</td><td>1.5</td><td>1604.5</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>14.3</td><td>36.6</td><td>-4.0</td><td>80.3</td><td>1.4</td><td>1303.0</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>14.9</td><td>36.4</td><td>-3.2</td><td>83.4</td><td>1.3</td><td>1437.0</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>15.4</td><td>35.4</td><td>-4.8</td><td>83.1</td><td>1.3</td><td>1383.0</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>14.4</td><td>34.7</td><td>-4.0</td><td>82.3</td><td>1.4</td><td>1590.9</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>15.1</td><td>37.2</td><td>-5.7</td><td>75.0</td><td>1.3</td><td>1634.0</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>15.1</td><td>36.5</td><td>-2.8</td><td>74.1</td><td>1.3</td><td>1483.5</td></tr><tr><td>令和2年</td><td>15.3</td><td>37.1</td><td>-3.5</td><td>75.6</td><td>1.3</td><td>1500.0</td></tr><tr><td>令和2年1月</td><td>6.0</td><td>14.6</td><td>-1.4</td><td>74.0</td><td>1.7</td><td>66.0</td></tr><tr><td>2月</td><td>5.3</td><td>16.6</td><td>-3.5</td><td>70.5</td><td>1.5</td><td>66.0</td></tr><tr><td>3月</td><td>8.9</td><td>21.8</td><td>-1.1</td><td>70.6</td><td>1.5</td><td>113.5</td></tr><tr><td>4月</td><td>11.3</td><td>25.4</td><td>1.7</td><td>63.2</td><td>1.7</td><td>130.0</td></tr><tr><td>5月</td><td>16.8</td><td>29.5</td><td>6.6</td><td>70.5</td><td>1.3</td><td>87.5</td></tr><tr><td>6月</td><td>23.2</td><td>33.7</td><td>13.7</td><td>77.7</td><td>1.2</td><td>224.5</td></tr><tr><td>7月</td><td>24.3</td><td>35.5</td><td>18.9</td><td>88.2</td><td>1.0</td><td>351.5</td></tr><tr><td>8月</td><td>28.7</td><td>37.1</td><td>20.8</td><td>75.4</td><td>1.0</td><td>39.5</td></tr><tr><td>9月</td><td>23.3</td><td>33.9</td><td>13.7</td><td>84.9</td><td>1.0</td><td>145.5</td></tr><tr><td>10月</td><td>15.9</td><td>27.0</td><td>4.8</td><td>80.6</td><td>1.1</td><td>235.0</td></tr><tr><td>11月</td><td>11.7</td><td>25.0</td><td>2.4</td><td>79.6</td><td>1.0</td><td>29.5</td></tr><tr><td>12月</td><td>5.8</td><td>15.3</td><td>-2.3</td><td>72.4</td><td>1.6</td><td>11.5</td></tr></table> ※平成23年平均湿度については、湿度計の故障により表示なし 観測地：名張市消防本部	年	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均湿度 (%)	平均風速 (m)	降水量 (mm)	平成23年	14.4	35.7	-4.3	—	1.4	1803.5	平成24年	14.2	36.6	-7.5	78.6	1.5	1568.0	平成25年	14.7	36.8	-3.5	78.2	1.5	1604.5	平成26年	14.3	36.6	-4.0	80.3	1.4	1303.0	平成27年	14.9	36.4	-3.2	83.4	1.3	1437.0	平成28年	15.4	35.4	-4.8	83.1	1.3	1383.0	平成29年	14.4	34.7	-4.0	82.3	1.4	1590.9	平成30年	15.1	37.2	-5.7	75.0	1.3	1634.0	令和元年	15.1	36.5	-2.8	74.1	1.3	1483.5	令和2年	15.3	37.1	-3.5	75.6	1.3	1500.0	令和2年1月	6.0	14.6	-1.4	74.0	1.7	66.0	2月	5.3	16.6	-3.5	70.5	1.5	66.0	3月	8.9	21.8	-1.1	70.6	1.5	113.5	4月	11.3	25.4	1.7	63.2	1.7	130.0	5月	16.8	29.5	6.6	70.5	1.3	87.5	6月	23.2	33.7	13.7	77.7	1.2	224.5	7月	24.3	35.5	18.9	88.2	1.0	351.5	8月	28.7	37.1	20.8	75.4	1.0	39.5	9月	23.3	33.9	13.7	84.9	1.0	145.5	10月	15.9	27.0	4.8	80.6	1.1	235.0	11月	11.7	25.0	2.4	79.6	1.0	29.5	12月	5.8	15.3	-2.3	72.4	1.6	11.5	第4節 名張市の特質（共通） 第1項 位置・地勢 名張市は、北緯34度37分27秒、東経136度6分40秒の三重県の西部、上野盆地の南西部に位置し、東西10.6キロメートル、南北13.1キロメートル、総面積129.77平方キロメートルで、人口約7.4万人を擁しており、北部は伊賀市（旧上野市）、東部は伊賀市（旧青山町）と津市（旧美杉村）に、他の二方は奈良県に接している 第3項 気象の概況	データの更新 令和7年度時点で名張市消防本部は気象観測機能を有しないため今後観測データは掲載しない。
		年	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均湿度 (%)	平均風速 (m)	降水量 (mm)																																																																																																																																																													
平成23年	14.4	35.7	-4.3	—	1.4	1803.5																																																																																																																																																															
平成24年	14.2	36.6	-7.5	78.6	1.5	1568.0																																																																																																																																																															
平成25年	14.7	36.8	-3.5	78.2	1.5	1604.5																																																																																																																																																															
平成26年	14.3	36.6	-4.0	80.3	1.4	1303.0																																																																																																																																																															
平成27年	14.9	36.4	-3.2	83.4	1.3	1437.0																																																																																																																																																															
平成28年	15.4	35.4	-4.8	83.1	1.3	1383.0																																																																																																																																																															
平成29年	14.4	34.7	-4.0	82.3	1.4	1590.9																																																																																																																																																															
平成30年	15.1	37.2	-5.7	75.0	1.3	1634.0																																																																																																																																																															
令和元年	15.1	36.5	-2.8	74.1	1.3	1483.5																																																																																																																																																															
令和2年	15.3	37.1	-3.5	75.6	1.3	1500.0																																																																																																																																																															
令和2年1月	6.0	14.6	-1.4	74.0	1.7	66.0																																																																																																																																																															
2月	5.3	16.6	-3.5	70.5	1.5	66.0																																																																																																																																																															
3月	8.9	21.8	-1.1	70.6	1.5	113.5																																																																																																																																																															
4月	11.3	25.4	1.7	63.2	1.7	130.0																																																																																																																																																															
5月	16.8	29.5	6.6	70.5	1.3	87.5																																																																																																																																																															
6月	23.2	33.7	13.7	77.7	1.2	224.5																																																																																																																																																															
7月	24.3	35.5	18.9	88.2	1.0	351.5																																																																																																																																																															
8月	28.7	37.1	20.8	75.4	1.0	39.5																																																																																																																																																															
9月	23.3	33.9	13.7	84.9	1.0	145.5																																																																																																																																																															
10月	15.9	27.0	4.8	80.6	1.1	235.0																																																																																																																																																															
11月	11.7	25.0	2.4	79.6	1.0	29.5																																																																																																																																																															
12月	5.8	15.3	-2.3	72.4	1.6	11.5																																																																																																																																																															

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第1章 第4節	17	第4項 防災をめぐる社会的状況 2 グローバル化の進展 国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に本市の外国人住民数は約1,000人となり、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。	第4項 防災をめぐる社会的状況 2 グローバル化の進展 国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に本市の外国人住民数は約1,400人となり、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。	データの更新
	18	4 情報通信技術の発達 情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。 総務省による平成30年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る139.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン79.2%、タブレット端末40.1%）も大幅に増加している。	4 情報通信技術の発達 情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。 総務省による令和5年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る139.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン90.6%、タブレット端末36.4%）は引き続き増加している。	

章・節	頁	現計画	修正案	理由																								
第 1 章 第 6 節	21	第 6 節 地震の被害想定（震災） 第 2 項 地震の想定 1 プレート境界型地震 （１）南海トラフ地震（過去最大クラス）（M8～9） （２）南海トラフ地震（理論上最大クラス（M8～9 2 内陸活断層による地震 （１）頓宮断層（M7． 3 程度） （２）布引山地東縁断層帯東部（M7． 6 程度） 第 3 項 プレート境界型及び内陸活断層の地震の発生確率 <table><tr><th>地震名又は断層帯名</th><th>地震発生確率（30年以内） 30年以内</th><th>備 考</th></tr><tr><td>南海トラフ地震</td><td>70%～80%</td><td>令和 3 年 1 月13日地震調査研究</td></tr><tr><td>頓宮断層</td><td>1%以下</td><td>推進本部（文部科学省）公表</td></tr><tr><td>布引山地東縁断層帯東部</td><td>0.001%</td><td></td></tr></table>	地震名又は断層帯名	地震発生確率（30年以内） 30年以内	備 考	南海トラフ地震	70%～80%	令和 3 年 1 月13日地震調査研究	頓宮断層	1%以下	推進本部（文部科学省）公表	布引山地東縁断層帯東部	0.001%		第 6 節 地震の被害想定（震災） 第 2 項 地震の想定 1 プレート境界型地震 （１）南海トラフ地震（過去最大クラス）（M8～9） （２）南海トラフ地震（理論上最大クラス（M8～9） 2 内陸活断層による地震 （１）頓宮断層（M7． 3 程度） （２）布引山地東縁断層帯東部（M7． 6 程度） 第 3 項 プレート境界型及び内陸活断層の地震の発生確率 <table><tr><th>地震名又は断層帯名</th><th>地震発生確率（30年以内） 30年以内</th><th>備 考</th></tr><tr><td>南海トラフ地震</td><td>80%程度</td><td>令和 3 年 1 月13日地震調査研究</td></tr><tr><td>頓宮断層</td><td>1%以下</td><td>推進本部（文部科学省）公表</td></tr><tr><td>布引山地東縁断層帯東部</td><td>0.001%</td><td></td></tr></table>	地震名又は断層帯名	地震発生確率（30年以内） 30年以内	備 考	南海トラフ地震	80%程度	令和 3 年 1 月13日地震調査研究	頓宮断層	1%以下	推進本部（文部科学省）公表	布引山地東縁断層帯東部	0.001%		令和 7 年 3 月 国の発生確率の 見直しに伴う修 正 <
	地震名又は断層帯名	地震発生確率（30年以内） 30年以内	備 考																									
南海トラフ地震	70%～80%	令和 3 年 1 月13日地震調査研究																										
頓宮断層	1%以下	推進本部（文部科学省）公表																										
布引山地東縁断層帯東部	0.001%																											
地震名又は断層帯名	地震発生確率（30年以内） 30年以内	備 考																										
南海トラフ地震	80%程度	令和 3 年 1 月13日地震調査研究																										
頓宮断層	1%以下	推進本部（文部科学省）公表																										
布引山地東縁断層帯東部	0.001%																											

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第1節	32	第1節 防災意識・防災知識の普及計画（共通） 第2項 実施責任 危機管理室・福祉子ども部・教育委員会・消防本部 第3項 対 策 1 市民に対する普及計画 市民が防災について正しい知識と判断を持って行動できるよう、様々な媒体を通じて災害予防や応急措置等の知識の普及に努める。 また、名張市防災センターの防災研修室及び防災体験学習コーナーを活用して、防災研修を行うほか、各地区での出前トークなどを通じ、防災リーダーの育成及び体験を通じた市民への防災知識の普及・啓発に努める。 防災知識の普及にあたっては、男女双方の視点に立って計画するとともに、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分留意するものとする。 (1) 普及計画の内容 ア 災害の知識 （ア）災害時の態様や危険性 ・・・ （ソ）平時から住民が準備できる、応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容 2 児童生徒等に対する普及計画 校内の防災整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施により、児童生徒等、教職員の安全確保を図る。災害の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、学校等(幼稚園・保育所(園))	第1節 防災意識・防災知識の普及計画（共通） 第2項 実施責任 危機管理室・福祉子ども部・教育委員会・消防本部 第3項 対 策 1 市民に対する普及計画 市民が防災について正しい知識と判断を持って行動できるよう、様々な媒体を通じて災害予防や応急措置等の知識の普及に努める。 また、名張市防災センターの防災研修室及び防災体験学習コーナーを活用して、防災研修を行うほか、各地区での出前トークなどを通じ、防災リーダーの育成及び体験を通じた市民への防災知識の普及・啓発に努める。 防災知識の普及にあたっては、男女共同参画や性の多様性の視点に立って計画するとともに、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分留意するものとする。 (1) 普及計画の内容 ア 災害の知識 （ア）災害時の態様や危険性 ・・・ （ソ）平時から住民が準備できる、応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、感震ブレイカーの設置等による出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容 2 児童生徒等に対する普及計画 校内の防災整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施により、児童生徒等、教職員の安全確保を図る。災害の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、学校等(小中学校・幼稚園・	性の多様化について追記 能登半島地震の教訓への対応 通電火災の予防
	33			

	においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。 また、名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習を実施するものとする。 なお、学校等（幼稚園・保育所（園））で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で職員に周知徹底を図るとともに、家庭と連携した防災教育を推進するため、学級懇談会や地区懇談会等で、児童生徒等の緊急時の対応や連絡方法について、保護者に周知徹底を図る。	保育所（園））においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。 また、名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習を実施するものとする。 なお、学校等（小中学校・幼稚園・保育所（園））で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で職員に周知徹底を図るとともに、家庭と連携した防災教育を推進するため、学級懇談会や地区懇談会等で、児童生徒等の緊急時の対応や連絡方法について、保護者に周知徹底を図る。	表記の適正化
34	4 避難行動要支援者に対する対応 避難行動要支援者については、災害時に自力での避難が難しく、避難が遅れたり、避難生活の中で不自由な生活を強いられることが考えられることから、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度にもとづき、地域で助け合うための支援体制づくりを推進するものとする。	4 避難行動要支援者に対する対応 避難行動要支援者については、災害時に自力での避難が難しく、避難が遅れたり、避難生活の中で不自由な生活を強いられることが考えられることから、避難行動要支援者支援制度にもとづき、地域で助け合うための支援体制づくりを推進するものとする。	表記の適正化
35	8 市民が実施する対策 （3）地震から身を守る防災対策の推進 自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震対策の基本となる揺れから確実に身を守るための防災対策の推進に努める。 また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。	8 市民が実施する対策 （3）地震から身を守る防災対策の推進 自宅の耐震化や家具固定、感震ブレーカーの設置等による出火防止対策など、地震対策の基本となる揺れから確実に身を守るための防災対策の推進に努める。 また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や感震ブレーカーの設置又はブレーカを切断するなど出火防止対策あるいは撤去に努める。	法改正による制度名の変更に伴う修正
			能登半島地震の教訓への対応 通電火災の予防

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第3節	38	第3節 自主防災組織・消防団の育成・強化計画（共通） 第3項 対 策 2 地域住民の自主防災組織 （５）活動計画に定める事項 ア 平常時の活動 （ア）防災知識の普及 （イ）防災予防計画の策定 （ウ）組織の編成及び任務分担 （エ）自主防災訓練の実施 （オ）資機材等の点検、整備 イ 南海トラフ地震臨時情報発表又は高齢者等避難発令時に実施が必要となる事項 （ア）正確な情報の把握 （イ）適切な避難（要配慮者等） ウ 警戒宣言発令時（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項に規定）に実施が必要となる事項 平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 （ア）正確な情報の把握 （イ）火災予防措置 （ウ）非常持出品の準備 （エ）適切な避難及び避難生活 （オ）自動車の運転の自粛	第3節 自主防災組織・消防団の育成・強化計画（共通） 第3項 対 策 2 地域住民の自主防災組織 （５）活動計画に定める事項 ア 平常時の活動 （ア）防災知識の普及 （イ）防災予防計画の策定 （ウ）組織の編成及び任務分担 （エ）自主防災訓練の実施 （オ）資機材等の点検、整備 イ 高齢者等避難発令時に実施が必要となる事項 （ア）正確な情報の把握 （イ）適切な避難（要配慮者等） ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項 平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 （ア）迅速な避難体制・準備 （イ）家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策 （ウ）出火や延焼の防災対策 （エ）地震発生後の避難生活の備え	高齢者等避難と南海トラフ地震臨時情報発表の際の対応は異なるため別記 警戒宣言廃止のため修正 内閣府HPより対応を抜粋

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第4節	41	第4節 ボランティア活動支援計画（共通） 4 名張市災害ボランティアセンターの運営 名張市社会福祉協議会と本市と共同で開設する「名張市災害ボランティアセンター」の運営に当たっては、名張市災害ボランティアセンター運営委員会と連絡調整を図るとともに、ボランティア受入に当たっては、 みえ防災ボランティアセンター との総合的な連携体制の構築を図る。	第4節 ボランティア活動支援計画（共通） 4 名張市災害ボランティアセンターの運営 名張市社会福祉協議会と本市と共同で開設する「名張市災害ボランティアセンター」の運営に当たっては、名張市災害ボランティアセンター運営委員会と連絡調整を図るとともに、ボランティア受入に当たっては、 みえ災害ボランティア支援センター との総合的な連携体制の構築を図る。	表記の適正化
第2章 第5節	42	第5節 事業所の防災活動の促進計画（共通） 第2項 実施責任 危機管理室 第3項 対 策 1 市における事業所防災対策の促進 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災対策の推進を支援する。	第5節 事業所の防災活動の促進計画（共通） 第2項 実施責任 危機管理室、 産業部 第3項 対 策 1 市における事業所防災対策の促進 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災対策の推進を支援する。	担任部局の追記

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第6節	44	第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（共通） 第3項 対 策 1 市における対策 （2）避難所等に係る災害時用物資等の備蓄 避難所の場所等を勘案し、救援物資拠点を確保するとともに食料等を含む災害時用物資のほか、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防のための物資も併せて備蓄を図る。 （3）孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄 災害時の孤立が想定される地域における食料等を含む災害時用物資等の備蓄を図る。 2 市防災備蓄倉庫の整備 市防災資機材の備蓄体制について、本庁舎備蓄倉庫・防災センター備蓄倉庫・水防倉庫・上下水道部備蓄倉庫、各避難所を中心に備蓄しているが、新型コロナウイルス感染症対策用の物資等の増加に伴い、地区の拠点となる市民センター等への備蓄も取り入れた分散備蓄を推進するとともに、新しい備蓄場所の確保に努めるものとする。	第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（共通） 第3項 対 策 1 市における対策 （2）避難所等に係る災害時用物資等の備蓄 避難所の場所等を勘案し、救援物資拠点を確保するとともに食料等を含む災害時用物資のほか、新型コロナウイルスなどの感染症に係る感染予防のための物資も併せて備蓄を図る。 （3）孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄 災害時の孤立が想定される地域における食料等を含む災害時用物資等の備蓄を図る。 2 市防災備蓄倉庫の整備 市防災資機材の備蓄体制について、本庁舎備蓄倉庫・防災センター備蓄倉庫・水防倉庫・上下水道部備蓄倉庫、各避難所を中心に備蓄しているが、地区の拠点となる市民センター等への備蓄も取り入れた分散備蓄を推進するとともに、新しい備蓄場所の確保に努めるものとする。	感染症を新型コロナウイルス感染症に限定しない記述に変更
	45	4 備蓄資材・機材の現況報告 点検責任部署は、各々点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう整備に努めるものとする。 責任部署は、年1回の点検については、備蓄資機材の現況を統括監を経て、市長に報告するものとする。	4 備蓄資材・機材の現況報告 点検責任部署は、各々点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう整備に努めるものとする。 責任部署は、年1回の点検については、備蓄資機材の現況をなばりの未来創造部長を経て、市長に報告するものとする。	削除 職名変更に伴う修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第9節	48	第9節 情報収集・連絡計画（共通） 第3項 対 策 1 情報収集・連絡手段の整備 （2）情報共有システムの整備 情報の共有化を図るため、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。 （3）多様な情報収集手段の整備 機動的な情報収集活動を行うため・・・中略 また、迅速、的確な災害情報の収集・連絡のため被災現場情報の収集・連絡に当たる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、アマチュア無線局、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。	第9節 情報収集・連絡計画（共通） 第3項 対 策 1 情報収集・連絡手段の整備 （2）情報共有システムの整備 情報の共有化を図るため、業務用アプリケーションを活用するなどして、市災害対策本部及び各関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。 （3）多様な情報収集手段の整備 機動的な情報収集活動を行うため・・・中略 また、迅速、的確な災害情報の収集・連絡のため被災現場情報の収集・連絡に当たる要員の指定を検討するとともに、防災訓練等を通じて民間企業、報道機関、アマチュア無線局、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。	総合防災訓練検証結果の反映 業務用アプリケーションの活用を追記 近年の訓練実施状況との整合
	49	3 被害情報の伝達 （2）被災者への情報伝達 被災者等への必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に務め、特に要配慮者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図る。 また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの周知や特設公衆電話を指定避難所へ設置するなど、被災者とその家族間等との安否の確認が円滑にできるようにする	3 被害情報の伝達 （2）被災者への情報伝達 被災者等への必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に務め、特に要配慮者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図る。 また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの周知や指定避難所における特設公衆電話の活用など、被災者とその家族間等との安否の確認が円滑にできるようにする。	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第12節	53	第12節 避難対策計画（共通） 第3項 対 策 2 避難情報の周知 避難情報の種類の避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動を周知する。 （1）広報の手段 広報は関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で実施する。 ア 広報車 イ 市防災行政無線 ウ 緊急速報メール、防災ほっとメール エ 市ホームページ、市公式SNS オ 防災ラジオ カ ケーブルテレビ、a d s . F M キ サイレン 3 避難所、避難地等の指定 （1）避難所の留意事項 ア 被災者の避難生活の安全性・快適性を確保するために自家発電設備等の災害インフラの整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等のほか、新型コロナウイルス感染症予防のための衛生資機材等の確保に努める。 中 略 エ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保する。確保に当たっては、障害者や高齢者に配慮したものも整備する。	第12節 避難対策計画（共通） 第3項 対 策 2 避難情報の周知 避難情報の種類の避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動を周知する。 （1）広報の手段 広報は関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で実施する。 ア 広報車 イ 市防災行政無線 ウ 緊急速報メール エ 市ホームページ、市公式SNS、市公式LINE オ 防災ラジオ カ ケーブルテレビ、a d s . F M キ サイレン 3 避難所、避難地等の指定 （1）避難所の留意事項 ア 被災者の避難生活の安全性・快適性を確保するために自家発電設備等の災害インフラの整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等のほか、新型コロナウイルスなどの感染症予防のための衛生資機材等の確保に努める。 中 略 エ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを確保する。確保に当たっては、障害者や高齢者に配慮したものも整備する。	防災ホットメールの運用停止 公式LINEの導入に伴う修正 感染症を新型コロナウイルス感染症に限定しない記述に修正 表記の適正化

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第12節	54	6 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行えるよう、避難に当たって支援が必要な高齢者、障害者などに対し、安否確認や避難誘導、必要な情報提供などの地域での助け合いが行われるための支援体制作りの取組である「名張市災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度」を推進するものとする。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。	6 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備 避難行動要支援者については、災害発生時に適切な避難ができるよう特に支援を要することから、名張市避難行動要支援者支援制度を災害対策基本法第49条の10に規定する措置として位置づけ、必要な支援対策を講ずるものとする。 ア 避難行動要支援者名簿の作成 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。 なお、避難行動要支援者の範囲については、要綱に定める。 この場合において、次に掲げる者は除くものとする。 （ア）福祉施設等に長期入所している者 （イ）医療機関に長期入院している者 イ 名簿情報の提供等 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得て名簿情報を提供する。 ウ 名簿情報を提供する場合における配慮 市は、名簿情報を提供するときは、情報漏えいの防止のための措置その他の名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。 エ 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難支援等関係者等と連携し、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に努める。	平素から備えるべき事項を追記 発災後の対応を記した第3章に記載された内容で本来第2章に記載すべき内容を本節に転記

			オ 個別避難計画情報の提供等 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画情報を提供する。 カ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮 市は、個別避難計画情報を提供するときは、情報漏えいの防止のための措置その他の個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。 キ 委任 この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	
55	10 避難所の環境整備 避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性・・・中略・・・その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。 あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染予防に資する衛生資機材等も整備する。	10 避難所の環境整備 避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性・・・中略・・・その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。 あわせて、新型コロナウイルスなどの感染症の感染予防に資する衛生資機材等も整備する。	感染症を新型コロナウイルス感染症に限定しない記述に変更	
56	12 ペット対策 飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 13 避難所外避難者対策 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。	12 ペット対策 飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について整備するとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。 13 避難所外避難者対策 車中泊、在宅避難等やむを得ず避難所に滞在することができない避難者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。	令和6年度より訓練を導入 訓練実施を通じて体制整備を進める趣旨に変更 県計画との整合 在宅避難者について追記	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第13節	57	第13節 医療・救護計画（共通） 第2項 実施責任 福祉子ども部・消防本部・市立病院 第3項 対 策 1 医療体制の整備 （2）自主救護体制の確立 市は、救護所の設置、救護班の編成、出動について、社団法人 名賀医師会と協定を締結しており、これに基づく応急救護体制の強化を図るが、大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。 （3）医療体制の整備 イ 後方医療体制等の整備 （イ）医療情報の収集、伝達体制の整備 a 災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数等、E M I S（広域災害救急医療情報システム）等を活用し医療情報を収集、また、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、迅速かつ的確な収集、伝達を行うための体制の整備を図る。災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、迅速かつ的確な収集、伝達を行うための体制の整備を図る。	第13節 医療・救護計画（共通） 第2項 実施責任 福祉子ども部・消防本部 第3項 対 策 1 医療体制の整備 （2）自主救護体制の確立 市は、救護所の設置、救護班の編成、出動について、社団法人名賀医師会と協定を締結しているとともに、地方独立行政法人名張市立病院と災害時における災害医療に関する協定を締結しており、これに基づく応急救護体制の強化を図るが、大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。 （3）医療体制の整備 イ 後方医療体制等の整備 （イ）医療情報の収集、伝達体制の整備 a 災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数等、E M I S（広域災害救急医療情報システム）等を活用し医療情報を収集、また、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、迅速かつ的確な収集、伝達を行うための体制の整備を図る。	市立病院独立法人化に伴い市組織から除外 独立法人化後締結する協定に基づく連携について追記 同一趣旨の内容を2度書きしているため削除

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第14節	59	第14節 緊急輸送計画（共通） 第3項 対 策 4 物資調達・供給体制の整備 大規模な災害が発生した場合に必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、供給計画をあらかじめ定めるものとする。また、物資の性格や避難場所の位置等を勘案し、 集中備蓄か分散備蓄かを検討するとともに、 備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努めるものとする。	第14節 緊急輸送計画（共通） 第3項 対 策 4 物資調達・供給体制の整備 大規模な災害が発生した場合に必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、供給計画をあらかじめ定めるものとする。また、物資の性格や避難場所の位置等を勘案し、 集中備蓄及び分散備蓄を実施して必要な 備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努めるものとする。	令和7年度より 孤立想定地域の 分散備蓄を推進
第2章 第15節	60	第15節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画（共通） 第3項 対 策 2 上水道 （1）災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化により危険回避に努めるとともに、老朽化施設については計画的な更新並びに機能強化を含めた改築を進め、配水管については、当該地域の地質等の特性を考慮した耐震管の採用に取り組む。また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設（非常用自家発電設備、拠点給水設備等）や資機材の整備、充実を図る。	第15節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画（共通） 第3項 対 策 2 上水道 （1） 上水道の耐震化等の整備 災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化により危険回避に努めるとともに、老朽化施設については計画的な更新並びに機能強化を含めた改築を進め、配水管については、当該地域の地質等の特性を考慮した耐震管の採用に取り組む。また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設（非常用自家発電設備、拠点給水設備等）や資機材の整備、充実を図る。	追記
	61	3 下水道 （5）非常時の協力体制 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県との 間の 協力応援体制を整備する。また、必要な場合は国及び他の自治体 に 対し、援助を要請する。	3 下水道 （5）非常時の協力体制 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、 県との協力応援体制 を整備する。また、必要な場合は国及び他の自治体 並びに災害協定締結団体 に対し、援助を要請	表記の適正化 追記

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第16節	62	第16節 防災営農計画（風水害等） 第1項 計画目標 ○災害による農地及び農業施設の被害を防止するため、農地関連施設の管理について指導を行うとともに、災害時(病虫害を含む)における農作物等への被害を減少する。 第2項 実施責任 産業部 第3項 対 策 3 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策 家畜保健衛生所が行う災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置(検査、注射、消毒等)に協力し万全を期するほか、家畜保健衛生所から市農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の指導を受ける。	第16節 防災営農計画（風水害等） 第1項 計画目標 ○災害による農地及び農業施設の被害を防止するため、農地関連施設の管理について指導を行うとともに、災害時(病虫害を含む)における農作物等への被害を減少する。 第2項 実施責任 産業部 第3項 対 策 3 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策 家畜保健衛生所が行う災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置(検査、注射、消毒等)に協力し万全を期するほか、家畜保健衛生所から罹災家畜の収容や治療、埋却等について、市及び関係機関、関係団体等と協力の上、対応を図る。	表記の適正化

		又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。 2 宅地災害予防対策 (3) 事業計画 ア 宅地防災月間での啓発 梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、宅地防災月間の5月には、三重県と共に開発施工区域を中心にした巡視活動を展開、現地での適切な指導を行う。 イ 宅地防災工事の貸付制度の活用 改善報告を必要とする宅地については、独立行政法人住宅金融支援機構による貸付制度のPR及び指導を行う。 ウ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進 (5) ため池改修事業 市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進み、管理者の意識も希薄化し、決壊の危険性を有している。このため災害防止上、緊急度が高いため池の管理者への啓発を行うとともに、改修工事を実施する。	又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。 2 宅地災害予防対策 (3) 事業計画 ア 宅地防災月間での啓発 梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、宅地防災月間の5月には、三重県と共に開発区域を中心にした巡視活動を展開、現地での適切な指導を行う。 イ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進 (4) ため池改修事業 市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進み、管理者の意識も希薄化し、決壊の危険性をもっている。このため災害防止上、緊急度が高いため池の管理者への啓発を行うとともに、改修工事を実施する。	県計画との整合のため削除 項目削除のため項目記号の繰り上げ 番号の誤記修正表記の適正化
--	--	--	---	--

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第21節	72	4 自主防災組織の育成強化 災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災隊の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。	4 自主防災組織の育成強化 災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災隊の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するとともに市総合防災訓練等の機会を活用して消火器の取扱など初期消火訓練を実施して操作の習熟を図るものとする。	総合防災訓練における初期消火訓練の実施実績を踏まえ追記
第2章 第22節	73	第22節 林野火災予防計画（共通） 第3項 対策 3 監視体制の確立 林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に火災警報発令時においては、名張市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進するものとする。 4 防災意識の普及 関係機関の協力を得て、一般住民に対し、春秋2回の火災予防運動の実施、林道入口に山火事防止看板の設置等を通じて森林愛護並びに防災意識の普及啓発を図るものとする。	第22節 林野火災予防計画（共通） 第3項 対策 3 監視体制の確立 林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。また、火災多発期における監視パトロールの強化、火入れを行う者に対して適切に対応するとともに、特に火災警報発令時においては名張市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進するものとする。 4 防災意識の普及 関係機関の協力を得て、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対し、春秋2回の火災予防運動の実施、林道入口に山火事防止看板の設置等を通じて森林愛護並びに防災意識の普及啓発を図るものとする。	監視パトロール強化等について追記 ハイカー等について追記

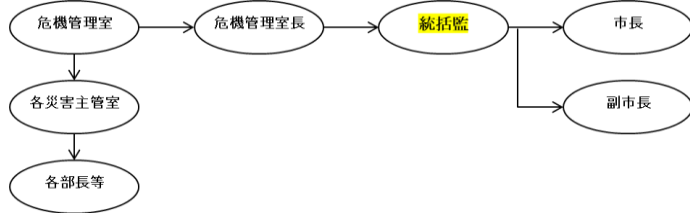
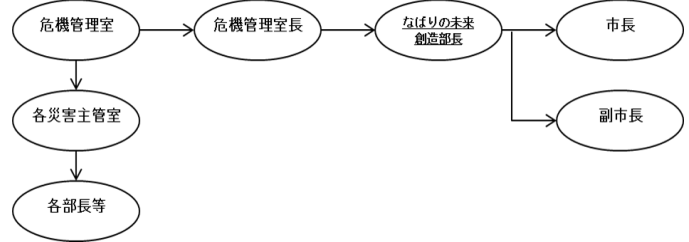
章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第23節	74	第23節 危険物施設等災害予防計画（共通） 第3項 対 策 3 保安講習受講指導 危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、定期的に保安講習を受講するよう指導する。 4 危険物の規制と体制の強化策 （1）危険物の規制 ア 危険物製造所等の施設が常に法令に適合し維持されているか。 イ 危険物保安監督者を定め、危険物の取扱いに関し保安の監督が十分されているか。 ウ 危険物監督者等による危険物製造所等の法定点検が励行されているか。 エ 予防規程の制定義務対象施設における規定が整備され、また訓練が実施されているか。 （2）防災体制の強化 危険物を貯蔵する事業所の自主防災力の強化等、次の事項に関して指導の強化を図る。 ア 危険物取扱者等の資質向上のため保安講習の受講を指導する。 イ 危険物関係業界の組織等を活用した行政指導の効率化	第23節 危険物施設等災害予防計画（共通） 第3項 対 策 3 保安講習受講指導 危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対し、定期的に保安講習を受講するよう指導する。 4 危険物の規制と体制の強化策 （1）危険物の規制 ア 危険物製造所等の施設が常に法令に適合し維持されているか。 イ 危険物保安監督者を定め、危険物の取扱いに関し保安の監督が十分されているか。 ウ 危険物保安監督者等による危険物製造所等の法定点検が励行されているか。 エ 予防規程の制定義務対象施設における規定が整備され、また訓練が実施されているか。 （2）防災体制の強化 危険物を貯蔵する事業所の自主防災力の強化等、次の事項に関して指導の強化を図る。 ア 危険物取扱者等の資質向上のため保安講習の受講を指導する。 イ 危険物関係機関と連携した行政指導の効率化	表記の適正化

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第23節	9	5 LPガス、都市ガス災害予防対策 (3) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策 道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占用許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は、条件を付するものとする。 ア 地下埋設物の管理者と十分協議の上、工事施工箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。 イ 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防及び地下埋設物の防護をするための十分な対策を講ずること。 ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施工すること。 エ 工事着工の前日までに、市消防機関及び地下埋設物の管理者に、工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。	5 LPガス、都市ガス災害予防対策 (3) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策 道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占用許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は、条件を付するものとする。 ア 地下埋設物の管理者と十分協議の上、工事施工箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。 イ 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防及び地下埋設物の防護をするための十分な対策を講ずること。 ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施工すること。 エ 工事着工の前日までに、消防機関及び地下埋設物の管理者に、工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。	表記の適正化

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第24節	77	第24節 公害対策計画（共通） 第3項 対 策 1 全般 （1）公害関係法及び生活環境の保全に関する条例に基づく 特定（又は指定）施設設置届出義務の周知と徹底 （2）環境対策審議会の設置 （3）公害の監視、測定体制の整備 （4）公害防止対策の資料とするための実態調査の推進 4 措 置 三重県関係部局の積極的な協力を得て、指導体制の強化、災害の防止に努める。 （1）規制基準に適合しない施設の構造又は使用、あるいは排出物（騒音、振動等を含む。）の処理についての改善及び改善命令	第24節 公害対策計画（共通） 第3項 対 策 1 全般 （1）公害関係法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく 特定（又は指定）施設設置届出義務の周知と徹底 （2）快適環境審議会による評価 （3）公害の監視、測定体制の整備 （4）公害防止対策の資料とするための実態調査の推進 4 措 置 三重県関係部局と連携し、指導体制の強化、災害の防止に努める。 （1）規制基準に適合しない施設の構造又は使用、あるいは排出物（騒音、振動等を含む。）の処理についての改善及び改善命令	表記の適正化
第2章 第25節	78	第25節 低湿地対策計画（風水害等） 第3項 対 策 2 老朽ため池対策 市内には46箇所の老朽ため池がある。ため池は、農業用水施設として重要な役割を果たしてきたが、近年では農業用水が設備され、ため池の利用価値も希薄化している。これらのため池は、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が低下しており、堤体からの漏水も多く、決壊の危険性をもっている。今後は、緊急ため池点検調査を踏まえ、ため池改修事業をその規模に応じて県と市の事業に分けて実施し、管理者に対しても安全対策を啓発する。	第25節 低湿地対策計画（風水害等） 第3項 対 策 2 防災重点農業用ため池対策 市内には58箇所の防災重点用農業用ため池がある。ため池は、農業用水施設として重要な役割を果たしてきたが、近年では農業用水施設が整備され、ため池の利用価値も希薄化している。これらのため池は、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が低下しており、堤体からの漏水も多く、決壊の危険性をもっている。今後は、緊急ため池点検調査を踏まえ、ため池改修事業をその規模に応じて県と市の事業に分けて実施し、管理者に対しても安全対策を啓発する。	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第26節	80	第26節 都市型水害予防計画（風水害等） 第3項 対 策 10 水災危機管理、被害軽減対策 （1）避難者支援のための資機材、物資の確保 食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また、避難者を救出するためにボート等の確保に努める。 （2）自動車被害の軽減 浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。 （3）水災廃棄物対策 浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ廃棄物処理計画を検討する。	第26節 都市型水害予防計画（風水害等） 第3項 対 策 10 水災危機管理、被害軽減対策 （1）避難者支援のための資機材、物資の確保 食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また、避難者を救出するためにボート等の確保に努める。 （2）自動車被害の軽減 浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。 （3）水災廃棄物対策 水害により発生した災害廃棄物（家電製品、畳、家具等）を迅速かつ適切に処理し、生活環境を保全するため、名張市災害廃棄物処理計画に基づく円滑な処理体制の整備を進める。	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第27節	81	第27節 建築物等災害予防計画（震災） 第1項 計画目標 2 技術者の養成 既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士等 に対して講習会を支援し、技術者の養成を図る。 （1）被災建築物応急危険度判定士の養成 建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を 図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築士等を対象 とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会に協力し、被 災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市が判定を実施する際に、支援本部及び災害対策本 部と判定士との連絡調整を行う 応急危険度判定コーディネー ター の確保に努める。	第27節 建築物等災害予防計画（震災） 第1項 計画目標 2 技術者の養成 既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士等 に対して講習会を支援し、技術者の養成を図る。 （1）被災建築物応急危険度判定士の養成 建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止 を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築士等を対 象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会に協力し、 被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市が判定を実施する際に、支援本部及び災害対策本 部と判定士との連絡調整を行う 応急危険度判定調整員 の確 保に努める。	用語の適正化
	82	3 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策 老朽木造住宅密集地域等の都市基盤未整備の市街地において 火災が発生すれば広範な焼失が生じる可能性が高いことから、 建築物の更新を図りつつ、避難地、避難路、公園等の防災施設 が適切に確保された市街地の面的整備を推進し、都市の防火性 の向上を図るとともに、各戸の住宅については、 名張市木造住 宅耐震診断支援事業及び耐震補強補助事業 を推進し、地震防災 対策の向上を図る。	3 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策 老朽木造住宅密集地域等の都市基盤未整備の市街地において 火災が発生すれば広範な焼失が生じる可能性が高いことから、 建築物の更新を図りつつ、避難地、避難路、公園等の防災施設 が適切に確保された市街地の面的整備を推進し、都市の防火性 の向上を図るとともに、各戸の住宅については、 名張市木造住 宅耐震診断等事業及び名張市木造住宅耐震補強等事業 を推進 し、地震防災対策の向上を図る。	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第1節	83	第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制（共通） 3 市の活動体制 （１）災害対策本部 ＜地震＞ （ア）市域に震度５弱以上の地震が発生したとき。 （イ）県内市町又は隣接市町村若しくは相互応援協定都市で震度５強以上の地震が発生したとき。 （ウ）南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。 （エ）その他地震に関する災害で、市長が必要と認めたとき	第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制（共通） 3 市の活動体制 （１）災害対策本部 ＜地震＞ （ア）市域に震度５弱以上の地震が発生したとき。 （イ）県内市町又は隣接市町村若しくは相互応援協定都市で震度５強以上の地震が発生したとき。 （ウ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 （エ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合で市長が必要と認めたとき。 （オ）その他地震に関する災害で、市長が必要と認めたとき	巨大地震「注意」と「警戒」に区分して対応を記述
	86	4 連絡系統の確保等 （１）市長等幹部職員の連絡系統 市長等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。 勤務時間内は、庁内放送、電話、電子メール、市防災行政無線等とする。 勤務時間外は、電話、職員向け安否参集確認システム等とする。 （２）指揮命令系統の確立 	4 連絡系統の確保等 （１）市長等幹部職員の連絡系統 市長等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。 勤務時間内は、庁内放送、電話、電子メール、市防災行政無線等とする。 勤務時間外は、電話、市公式LINE等とする。 （２）指揮命令系統の確立 	ASKメールのサービス停止に伴う修正 役職名の変更に伴う修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由																																													
第3章 第1節	87	名張市災害対策本部組織表 <table><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr></table> <table><tr><td>本部員 19名</td><td>市立病院院長・教育長・統括監・総務部長・財政担当部長・地域環境部長・市民部長・福祉子ども部長・健康・子ども担当部長・保育・家庭担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・市立病院副院長（医療職を除く。）・市立病院事務局長・教育次長・消防長・議会事務局長・環境衛生組合事務局長</td></tr></table> <table><tr><th>部名</th><th>部長</th><th>班名及び構成</th><th>班長</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td>各部共通</td><td></td><td></td><td></td><td>1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関する こと。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関する こと。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する こと。 4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に 関すること。 5 他の部の応援に関する こと。 6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び 所掌事務の総括は主管班が行う。</td></tr><tr><td>総合対策部</td><td>統括監</td><td>総合対策班</td><td>危機管理室長</td><td>1 災害対策本部の設置及び廃止に関する こと。 2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に 関すること。 3 災害対策本部員会議に関する こと。 4 市議会災害対策支援本部との調整に 関すること。 5 災害対策と市行政全般の調整に関する こと。 6 避難指示等の避難情報に関する こと。 7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に 関する応援要請に関する こと。 8 防災ヘリコプターの応援要請に関する こと。 9 災害応急対策の実施状況の総括に 関すること。 10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調 整に関する こと。 11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の 収集及び記録に関する こと。 12 災害情報の総括及び被害情報に関する こと。 13 各班に対する防災及び災害情報の周知に 関すること。 14 県災害対策本部への報告に関する こと。 15 防災無線の運用統制に関する こと。 16 災害広報に関する こと。</td></tr><tr><td><構成> 市長直轄 総務部 地域環境部</td><td>(副) 総務部長 地域環境部長</td><td><構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティブロ モーション推進 室 行政・デジタル 改革推進室 財政経営室 地域経営室 出納室</td><td>(副) 総合企画政策 室長</td><td></td></tr></table> <table><tr><th>部名</th><th>部長</th><th>班名及び構成</th><th>班長</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td>各部共通</td><td></td><td></td><td></td><td>1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関する こと。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関する こと。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する こと。 4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に 関すること。 5 他の部の応援に関する こと。 6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び 所掌事務の総括は主管班が行う。</td></tr><tr><td>総合対策部</td><td>なばりの未来創造部長</td><td>総合対策班</td><td>危機管理室長</td><td>1 災害対策本部の設置及び廃止に関する こと。 2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に 関すること。 3 災害対策本部員会議に関する こと。 4 市議会災害対策支援本部との調整に 関すること。 5 災害対策と市行政全般の調整に関する こと。 6 避難指示等の避難情報に関する こと。 7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に 関する応援要請に関する こと。 8 防災ヘリコプターの応援要請に関する こと。 9 災害応急対策の実施状況の総括に 関すること。 10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調 整に関する こと。 11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の 収集及び記録に関する こと。 12 災害情報の総括及び被害情報に関する こと。 13 各班に対する防災及び災害情報の周知に 関すること。 14 県災害対策本部への報告に関する こと。 15 防災無線の運用統制に関する こと。 16 災害広報に関する こと。</td></tr><tr><td><構成> なばりの未来創造部 総務部 地域環境部</td><td>(副) 行財政改革担当部長 総務部長 地域環境部長</td><td><構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティブロ モーション推 進室 行政・デジタル 改革推進室 財政経営室 協働のまちづ くり推進室 出納室</td><td>(副) 総合企画政策 室長</td><td></td></tr></table>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員 19名	市立病院院長・教育長・統括監・総務部長・財政担当部長・地域環境部長・市民部長・福祉子ども部長・健康・子ども担当部長・保育・家庭担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・市立病院副院長（医療職を除く。）・市立病院事務局長・教育次長・消防長・議会事務局長・環境衛生組合事務局長	部名	部長	班名及び構成	班長	所掌事務	各部共通				1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関する こと。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関する こと。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する こと。 4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に 関すること。 5 他の部の応援に関する こと。 6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び 所掌事務の総括は主管班が行う。	総合対策部	統括監	総合対策班	危機管理室長	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する こと。 2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に 関すること。 3 災害対策本部員会議に関する こと。 4 市議会災害対策支援本部との調整に 関すること。 5 災害対策と市行政全般の調整に関する こと。 6 避難指示等の避難情報に関する こと。 7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に 関する応援要請に関する こと。 8 防災ヘリコプターの応援要請に関する こと。 9 災害応急対策の実施状況の総括に 関すること。 10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調 整に関する こと。 11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の 収集及び記録に関する こと。 12 災害情報の総括及び被害情報に関する こと。 13 各班に対する防災及び災害情報の周知に 関すること。 14 県災害対策本部への報告に関する こと。 15 防災無線の運用統制に関する こと。 16 災害広報に関する こと。	<構成> 市長直轄 総務部 地域環境部	(副) 総務部長 地域環境部長	<構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティブロ モーション推進 室 行政・デジタル 改革推進室 財政経営室 地域経営室 出納室	(副) 総合企画政策 室長		部名	部長	班名及び構成	班長	所掌事務	各部共通				1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関する こと。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関する こと。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する こと。 4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に 関すること。 5 他の部の応援に関する こと。 6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び 所掌事務の総括は主管班が行う。	総合対策部	なばりの未来創造部長	総合対策班	危機管理室長	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する こと。 2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に 関すること。 3 災害対策本部員会議に関する こと。 4 市議会災害対策支援本部との調整に 関すること。 5 災害対策と市行政全般の調整に関する こと。 6 避難指示等の避難情報に関する こと。 7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に 関する応援要請に関する こと。 8 防災ヘリコプターの応援要請に関する こと。 9 災害応急対策の実施状況の総括に 関すること。 10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調 整に関する こと。 11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の 収集及び記録に関する こと。 12 災害情報の総括及び被害情報に関する こと。 13 各班に対する防災及び災害情報の周知に 関すること。 14 県災害対策本部への報告に関する こと。 15 防災無線の運用統制に関する こと。 16 災害広報に関する こと。	<構成> なばりの未来創造部 総務部 地域環境部	(副) 行財政改革担当部長 総務部長 地域環境部長	<構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティブロ モーション推 進室 行政・デジタル 改革推進室 財政経営室 協働のまちづ くり推進室 出納室	(副) 総合企画政策 室長		・市立病院独立法人化に伴い市災害対策本部組織から除外 ・職名の変更に 伴い修正
本部長	市長																																																
副本部長	副市長																																																
本部員 19名	市立病院院長・教育長・統括監・総務部長・財政担当部長・地域環境部長・市民部長・福祉子ども部長・健康・子ども担当部長・保育・家庭担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・市立病院副院長（医療職を除く。）・市立病院事務局長・教育次長・消防長・議会事務局長・環境衛生組合事務局長																																																
部名	部長	班名及び構成	班長	所掌事務																																													
各部共通				1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関する こと。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関する こと。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する こと。 4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に 関すること。 5 他の部の応援に関する こと。 6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び 所掌事務の総括は主管班が行う。																																													
総合対策部	統括監	総合対策班	危機管理室長	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する こと。 2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に 関すること。 3 災害対策本部員会議に関する こと。 4 市議会災害対策支援本部との調整に 関すること。 5 災害対策と市行政全般の調整に関する こと。 6 避難指示等の避難情報に関する こと。 7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に 関する応援要請に関する こと。 8 防災ヘリコプターの応援要請に関する こと。 9 災害応急対策の実施状況の総括に 関すること。 10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調 整に関する こと。 11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の 収集及び記録に関する こと。 12 災害情報の総括及び被害情報に関する こと。 13 各班に対する防災及び災害情報の周知に 関すること。 14 県災害対策本部への報告に関する こと。 15 防災無線の運用統制に関する こと。 16 災害広報に関する こと。																																													
<構成> 市長直轄 総務部 地域環境部	(副) 総務部長 地域環境部長	<構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティブロ モーション推進 室 行政・デジタル 改革推進室 財政経営室 地域経営室 出納室	(副) 総合企画政策 室長																																														
部名	部長	班名及び構成	班長	所掌事務																																													
各部共通				1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関する こと。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関する こと。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する こと。 4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に 関すること。 5 他の部の応援に関する こと。 6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び 所掌事務の総括は主管班が行う。																																													
総合対策部	なばりの未来創造部長	総合対策班	危機管理室長	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する こと。 2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に 関すること。 3 災害対策本部員会議に関する こと。 4 市議会災害対策支援本部との調整に 関すること。 5 災害対策と市行政全般の調整に関する こと。 6 避難指示等の避難情報に関する こと。 7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に 関する応援要請に関する こと。 8 防災ヘリコプターの応援要請に関する こと。 9 災害応急対策の実施状況の総括に 関すること。 10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調 整に関する こと。 11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の 収集及び記録に関する こと。 12 災害情報の総括及び被害情報に関する こと。 13 各班に対する防災及び災害情報の周知に 関すること。 14 県災害対策本部への報告に関する こと。 15 防災無線の運用統制に関する こと。 16 災害広報に関する こと。																																													
<構成> なばりの未来創造部 総務部 地域環境部	(副) 行財政改革担当部長 総務部長 地域環境部長	<構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティブロ モーション推 進室 行政・デジタル 改革推進室 財政経営室 協働のまちづ くり推進室 出納室	(副) 総合企画政策 室長																																														

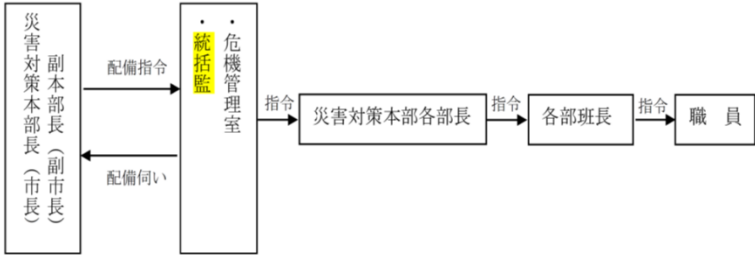
章・節	頁	現計画					修正案					理由
第3章 第1節						17 報道機関に対する情報提供その他連絡に 関すること。 18 各地区からの情報の収集に 関すること。 19 各地区との連絡及び住民への周知に 関すること。 20 災害関係の予算措置に 関すること。 21 災害対策本部に係る物品の調達及び出納に 関すること。 22 災害経理（義援金の保管を含む。）に 関すること。 23 本部要員等の給食に 関すること。 24 所管する施設に設置される避難所の開設に 関すること。				17 報道機関に対する情報提供その他連絡に 関すること。 18 各地区からの情報の収集に 関すること。 19 各地区との連絡及び住民への周知に 関すること。 20 災害関係の予算措置に 関すること。 21 災害対策本部に係る物品の調達及び出納に 関すること。 22 災害経理（義援金の保管を含む。）に 関すること。 23 本部要員等の給食に 関すること。 24 所管する施設に設置される避難所の開設に 関すること。	職名の変更に伴 い修正 応急仮設住宅等 に係る役割の明 記	
			秘書班	秘書室長	1 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。 2 本部長が行う災害見舞いに 関すること。 3 本部長が行う国及び県に対する陳情要望に 関すること。	秘書班 <構成> 秘書室	秘書室長	1 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。 2 本部長が行う災害見舞いに 関すること。 3 本部長が行う国及び県に対する陳情要望に 関すること。				
	総務部 <構成> 総務部	総務部長	総務班 <構成> 総務室	総務室長	1 各部共通の所掌事務に 関すること。 2 災害関係文書及び物品の収受、配分及び発送 に 関すること。 3 他の地方公共団体への援助及び派遣に 関すること。 4 災害関係渉外に 関すること。	総務部 <構成> 総務部	(副)公共施設マ ネジメント担当 部長	1 各部共通の所掌事務に 関すること。 2 災害関係文書及び物品の収受、配分及び発送 に 関すること。 3 他の地方公共団体への援助及び派遣に 関すること。 4 災害関係渉外に 関すること。				
			人事班 <構成> 人事研修室	人事研修室長	1 各部の増員派遣要請に応じ、人員を派遣する こと。 2 職員の健康管理及びり災給付に 関すること。 3 他の地方公共団体職員の受入に 関すること。 4 要員の雇用に 関すること。	人事班 <構成> 人事研修室	人事研修室長	1 各部の増員派遣要請に応じ、人員を派遣する こと。 2 職員の健康管理及びり災給付に 関すること。 3 他の地方公共団体職員の受入に 関すること。 4 要員の雇用に 関すること。				
			管財班 <構成> 契約管財室	契約管財室長	1 災害救助用臨時電話等の設置に 関すること。 2 災害救助要員、避難者等の輸送に 関すること。 3 災害応急対策物資及び資機材の購入、借受け 及び輸送に 関すること。 4 その他災害関係物品の調達及び配分に 関すること。 5 車両の配車及び借上げ（災害防衛及び応急復 旧に 関する車両を除く。）に 関すること。 6 市有財産の被害調査及び災害対策に 関すること。	管財班 <構成> 契約検査室 公共施設マ ネジメント室	契約検査室長 公共施設マ ネジ メント室長	1 災害救助用臨時電話等の設置に 関すること。 2 災害救助要員、避難者等の輸送に 関すること。 3 災害応急対策物資及び資機材の購入、借受け 及び輸送に 関すること。 4 その他災害関係物品の調達及び配分に 関すること。 5 車両の配車及び借上げ（災害防衛及び応急復 旧に 関する車両を除く。）に 関すること。 6 市有財産の被害調査及び災害対策に 関すること。 7 応急仮設住宅及び収容施設の建設に 関すること。				
				情報管理班 <構成> 情報政策室	情報政策室長	1 情報管理システムの災害対策に 関すること。	情報管理班 <構成> 情報政策室	情報政策室長	1 情報管理システムの災害対策に 関すること。			
		調査部 <構成> 市民部	市民部長	調査班 <構成> 収納室 課税室 保険年金室 総合窓口セン ター 市民相談室	収納室長	1 各部共通の所掌事務に 関すること。 2 り災者の相談に 関すること。 3 被害世帯数の調査及び報告に 関すること。 4 被害に伴う市民税及び固定資産税等の減免 に 関すること。 5 り災証明に 関すること。	調査部 <構成> 市民部	調査班 <構成> 収納室 課税室 保険年金室 戸籍住民登録 室 市民相談室	1 各部共通の所掌事務に 関すること。 2 り災者の相談に 関すること。 3 被害世帯数の調査及び報告に 関すること。 4 被害に伴う市民税及び固定資産税等の減免 に 関すること。 5 り災証明に 関すること。			

章・節	頁	現計画					修正案					理由
第3章 第1節		環境部 ＜構成＞ 地域環境部	地域環境部長	環境班 ＜構成＞ 地域経営室 環境対策室 人権・男女共同参画推進室	地域経営室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 災害による水質検査に関すること。 3 災害による公害対策に関すること。 4 被災地の消毒及び防疫に関すること。 5 り災者のうち、確認された遺体の収容及び埋火葬に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 伊賀南部環境衛生組合との連絡調整に関すること。 8 り災地の清掃及び処分に関すること。 9 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。	環境部 ＜構成＞ 地域環境部	地域環境部長	環境班 ＜構成＞ 協働のまちづくり推進室 環境対策室 人権・男女共同参画推進室	協働のまちづくり推進室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 災害による水質検査に関すること。 3 災害による公害対策に関すること。 4 被災地の消毒及び防疫に関すること。 5 り災者のうち、確認された遺体の収容及び埋火葬に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 伊賀南部環境衛生組合との連絡調整に関すること。 8 り災地の清掃及び処分に関すること。 9 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。	独立行政法人化に伴い市組織から分離
	救護部 ＜構成＞ 福祉子ども部	福祉子ども部長	救護総括班 ＜構成＞ 医療福祉総務室	医療福祉総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 所管に係る関係施設との連絡調整及び避難所開設に関すること。	救護部 ＜構成＞ 福祉子ども部	福祉子ども部長	救護総括班 ＜構成＞ 医療福祉総務室	医療福祉総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 所管に係る関係施設との連絡調整及び避難所開設に関すること。		
			生活支援班 ＜構成＞ 生活支援室 介護・高齢支援室 障害福祉室 地域包括支援センター 子ども家庭室 保育幼稚園室 子ども発達支援センター	生活支援室長	1 災害救助法の適用手続き及び運用に関すること。 2 被災者生活再建支援法の適用等に関すること。 3 救護及び養援金品の収受、配分及び事務手続きに関すること。 4 り災者に対する救助物資の受入及び供給に関すること。 5 要配慮者、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 6 災害ボランティアの受入、活動及び運用に関すること。 7 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 8 り災者のうち、身元不明等の死者等の収容及び埋火葬に関すること。 9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 10 日本赤十字社との事務調査に関すること。 11 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。			生活支援班 ＜構成＞ 生活支援室 介護・高齢支援室 障害福祉室 地域包括支援センター 子ども家庭室 保育幼稚園室	生活支援室長	1 災害救助法の適用手続き及び運用に関すること。 2 被災者生活再建支援法の適用等に関すること。 3 救護及び養援金品の収受、配分及び事務手続きに関すること。 4 り災者に対する救助物資の受入及び供給に関すること。 5 要配慮者、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 6 災害ボランティアの受入、活動及び運用に関すること。 7 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 8 り災者のうち、身元不明等の死者等の収容及び埋火葬に関すること。 9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 10 日本赤十字社との事務調査に関すること。 11 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。		
			救護班 ＜構成＞ 医療福祉総務室 健康・子育て支援室	健康・子育て支援室長	1 救護所の設置に関すること。 2 り災者の健康調査及び相談に関すること。 3 医療機関及び県との連絡調整に関すること。 4 保健及び医療関係の派遣職員及びボランティアに関すること。 5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 6 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。			救護班 ＜構成＞ 医療福祉総務室健康 子育て支援室 子ども発達支援センター	健康・子育て支援室長	1 救護所の設置に関すること。 2 り災者の健康調査及び相談に関すること。 3 医療機関及び県との連絡調整に関すること。 4 保健及び医療関係の派遣職員及びボランティアに関すること。 5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 6 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。		
			医務部 ＜構成＞ 市立病院	市立病院副院長 (医療職を除く) (副)市立病院事務局長	医務班 ＜構成＞ 各県市立病院看護専門学校	総務企画室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 災害時における医務の総合計画に関すること。 3 患者輸送その他の医事に関すること。 4 患者治療に関すること。 5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 6 病院施設等の被害調査及び災害対策に関すること。			農林班 ＜構成＞ 農林資源室 農村整備室	農林資源室長 農村整備室長	
		農林商工部 ＜構成＞ 産業部	産業部長	農林班 ＜構成＞ 農林資源室	農林資源室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 救助用食糧（主食・副食）の確保及び供給に関すること。 3 農林業用施設及び耕地の応急復旧に関する			農工観光班 農工経済室長	農工経済室長	1 農工鉱業関係等の被害調査及び災害対策に	

章・節	頁	現計画					修正案					理由
						こと。 4 農林畜産の被害調査及び災害対策に関する こと。 5 死亡家畜の処理に関すること。 6 り災農産物及び家畜等の病害予防に関する こと。 7 林道及び林地、林業施設並びに地すべり等の 被害調査及び災害対策に関すること。 8 水位観測に関すること。 9 農林道の整備に関すること。						
				商工観光班	商工経済室長	1 商工鉱業関係等の被害調査及び災害対策に 関すること。 2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関す ること。 3 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関 すること。 4 鉄道、路線バス等公共交通機関の被害状況の 把握に関すること。 5 生活必需品及び応急物資の調達に関すること 6 産業の復興に関すること。						関すること。 2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関す ること。 3 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関 すること。 4 鉄道、路線バス等公共交通機関の被害状況の 把握に関すること。 5 生活必需品及び応急物資の調達に関すること 6 産業の復興に関すること。
		土木建築部 ＜構成＞ 都市整備部	都市整備部長	建築住宅班	都市計画室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 被害情報の収集及び伝達に関すること。 3 被災者生活再建支援法の活用に関するこ と。 4 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被 災宅地危険度判定実施本部の設置等に関する こと。 5 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地 危険度判定士の要請に関すること。 6 応急仮設住宅及び収容施設の建設に関す ること。	土木建築部 ＜構成＞ 都市整備部	都市整備部長	建築住宅班	都市計画室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 被害情報の収集及び伝達に関すること。 3 被災者生活再建支援法の活用に関するこ と。 4 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被 災宅地危険度判定実施本部の設置等に関する こと。 5 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地 危険度判定士の要請に関すること。 6 応急仮設住宅及び収容施設の人居に関す ること。	
				土木・河川班	維持管理室長	1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 道路パトロールの実施及び応急措置に関 すること。 3 道路、河川、水路等公共土木施設の災害防 御及び応急復旧に関すること。 4 水位観測に関すること。 5 河川等の災害復旧事業に関すること。 6 水防活動及び水防事務に関すること。 7 公園施設の応急復旧に関すること。				土木・河川班	維持管理室長	1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 道路パトロールの実施及び応急措置に関 すること。 3 道路、河川、水路等公共土木施設の災害防 御及び応急復旧に関すること。 4 水位観測に関すること。 5 河川等の災害復旧事業に関すること。 6 水防活動及び水防事務に関すること。 7 公園施設の応急復旧に関すること。
		上下水道部 ＜構成＞ 上下水道部	上下水道部長	上下水道総括班	経営総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 上下水道災害の事務及び庶務に関すること。 3 住民等への情報及び広報に関すること。 4 被害状況の連絡に関すること。 5 応急資機材の調査及び確保に関すること。 6 応急給水に関すること。	上下水道部 ＜構成＞ 上下水道部	上下水道部長	上下水道総括 班	経営総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 上下水道災害の事務及び庶務に関すること。 3 住民等への情報及び広報に関すること。 4 被害状況の連絡に関すること。 5 応急資機材の調査及び確保に関すること。 6 応急給水に関すること。	
				上水道班	水道工務室長	1 上水道施設の応急復旧及び被害状況調査に 関すること。 2 取水及び浄水対策に関すること。 3 取水及び浄水施設の被害状況の調査に関す ること。 4 原水復旧時の水質検査に関すること。				上水道班	水道工務室長	1 上水道施設の応急復旧及び被害状況調査に 関すること。 2 取水及び浄水対策に関すること。 3 取水及び浄水施設の被害状況の調査に関す ること。 4 原水復旧時の水質検査に関すること。
				下水道班	下水道維持室長	1 公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に 関すること。 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧 に関すること。 3 市町村整備推進事業による戸別浄化槽の被 害調査及び応急復旧に関すること。 4 百々生活排水処理施設の被害調査及び応急 復旧に関すること。(※人権・男女共同参画推 進)				下水道班	下水道維持室長	1 公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に 関すること。 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧 に関すること。 3 市町村整備推進事業による戸別浄化槽の被 害調査及び応急復旧に関すること。 4 百々生活排水処理施設の被害調査及び応急 復旧に関すること。(※人権・男女共同参画推 進室と連携) 5 公共移管されていない民間の下水道施設の 被害調査及び応急復旧に関すること。

応急仮設住宅等に
係る役割の明
記

章・節	頁	現計画					修正案					理由
第3章 第1節	90	教育部	教育次長	避難所・教育班	教育総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 所管する施設に設置される避難所の開設及び運営に関すること。 3 災害時の児童生徒の避難誘導に関すること。 4 被災児童生徒の応急教育対策に関すること。 5 災害救助用学用品等の調達及び給与に関すること。 6 災害時における学校給食の対策に関すること。 7 被災児童生徒の保健衛生及び援護に関すること。 8 応急教育に係る教職員の確保及び動員に関すること。 9 避難所での炊き出しに関すること。 10 教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 11 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 12 災害時における教育施設の避難所としての応急供用に関すること。 13 被災市立学校の運営に関すること。	教育部	教育次長	避難所・教育班	教育総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 所管する施設に設置される避難所の開設及び運営に関すること。 3 災害時の児童生徒の避難誘導に関すること。 4 被災児童生徒の応急教育対策に関すること。 5 災害救助用学用品等の調達及び給与に関すること。 6 災害時における学校給食の対策に関すること。 7 被災児童生徒の保健衛生及び援護に関すること。 8 応急教育に係る教職員の確保及び動員に関すること。 9 避難所での炊き出しに関すること。 10 教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 11 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 12 災害時における教育施設の避難所としての応急供用に関すること。 13 被災市立学校の運営に関すること。	独立行政法人化に伴い要請により災害対策本部員会議に参加する旨を追記
		消防部	消防長 (副)次長・署長	消防班	消防総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 警報及び気象情報に関すること。 4 危険箇所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関すること。 5 救急及び救助に関すること。 6 水火災による水防、消防に関すること。 7 火災に関するり災証明の発行に関すること。 8 消防団に関すること。 9 災害通信に関すること。 10 災害広報に関すること。 11 交通規制に関すること。 12 危険物施設等に関すること。	消防部	消防長 (副)次長・署長	消防班	消防総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 警報及び気象情報に関すること。 4 危険箇所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関すること。 5 救急及び救助に関すること。 6 水火災による水防、消防に関すること。 7 火災に関するり災証明の発行に関すること。 8 消防団に関すること。 9 災害通信に関すること。 10 災害広報に関すること。 11 交通規制に関すること。 12 危険物施設等に関すること。	
		部外 (農業委員会事務局) 1 農林商工部の応援に関すること。 (伊賀南部環境衛生組合) 1 地域環境部との連絡調整に関すること。 2 地域環境部の要請により行う次の業務に関すること。 (1) り災地の廃棄物の収集及び運搬に関すること。 (2) 収集ごみの焼却及び処分に関すること。					部外 (農業委員会事務局) 1 農林商工部の応援に関すること。 (伊賀南部環境衛生組合) 1 地域環境部との連絡調整に関すること。 2 地域環境部の要請により行う次の業務に関すること。 (1) り災地の廃棄物の収集及び運搬に関すること。 (2) 収集ごみの焼却及び処分に関すること。					
		※部長に事故あるときは、本部長が指名する。 ※各部において所掌事務の遂行が困難な場合は、各部が相互に協力する。					※部長に事故あるときは、本部長が指名する。 ※各部において所掌事務の遂行が困難な場合は、各部が相互に協力する。 ※地方独立行政法人名張市立病院は、本部の要請を受けて、本部員会議にリモート参加する。					

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第2節	92	第2節 災害対策要員の確保（共通） 第1項 防災目標 ○大規模災害発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員の確保を図る。 第3項 対策 1 配備の伝達 （1）伝達経路 ア 勤務時間内 勤務時間内において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかに庁内メール等で災害対策本部各部長等を経て各職員に伝達する。 イ 勤務時間外 勤務時間外において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかに ASKメール 等で所属する災害対策本部要員等に伝達する。なお、伝達方法については、訓練を実施し改善を図るものとする。 	第2節 災害対策要員の確保（共通） 第1項 防災目標 ○大規模災害発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員の確保を図る。 第3項 対策 1 配備の伝達 （1）伝達経路 ア 勤務時間内 勤務時間内において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかに庁内メール等で災害対策本部各部長等を経て各職員に伝達する。 イ 勤務時間外 勤務時間外において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかに 市公式LINE 等で所属する災害対策本部要員等に伝達する。なお、伝達方法については、訓練を実施し改善を図るものとする。 	ASKメールのサービス停止 LINE導入に伴い修正 職名の変更に伴い修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第2節	93	3 本部員の動員及び災害時相互応援 (1) 本部員の動員 ア 本部員の確保等 統括監は、総務部長及び各部長と協議して、各部の要員の確保に必要な措置をとるものとする。 イ 各部長は、休日、夜間等における班長（各室長）及び班員の動員を速やかに行えるようあらかじめ職員への連絡手段を講じておくものとする。 ウ 勤務時間外における職員の招集 (ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、電話やASKメール等最も速やかに行える方法によるとともに、事前に各部各班において、各職員に対する参集場所を通知し、伝達時間の短縮を図り、確実に伝わる連絡方法を確立しておく。	3 本部員の動員及び災害時相互応援 (1) 本部員の動員 ア 本部員の確保等 なばりの未来創造部長は、総務部長及び各部長と協議して、各部の要員の確保に必要な措置をとるものとする。 イ 各部長は、休日、夜間等における班長（各室長）及び班員の動員を速やかに行えるようあらかじめ職員への連絡手段を講じておくものとする。 ウ 勤務時間外における職員の招集 (ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、電話や市公式LINE等最も速やかに行える方法によるとともに、事前に各部各班において、各職員に対する参集場所を通知し、伝達時間の短縮を図り、確実に伝わる連絡方法を確立しておく。	職名の変更に伴い修正 ASKメールのサービス停止に伴う修正
第3章 第4節	98	第4節 災害派遣・応援要請（共通） 第3項 対策 1 災害派遣・応援要請の基準 (1) 災害が発生し、市災害対策本部だけでは、市民の生命、財産の保護が困難で関係機関の出動・広域応援が必要と認められるとき。 (2) 自衛隊遣要請 《派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》 ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。	第4節 災害派遣・応援要請（共通） 第3項 対策 1 災害派遣・応援要請の基準 (1) 災害が発生し、市災害対策本部だけでは、市民の生命、財産の保護が困難で関係機関の出動・広域応援が必要と認められるとき。 (2) 自衛隊災害派遣要請 《派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》 ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。	用語の適正化

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第4節	102	10 その他の防災機関が実施する対策（自衛隊の対策） （2）災害派遣時に実施する救援活動(防衛省防災業務計画第三 8 災害派遣時に実施する救援活動) ア 被害状況の把握(車両、航空機による偵察) イ 避難の援助(誘導、輸送) 中略 カ 道路及び水路の啓開(障害物除去等) キ 応急医療、救護及び防疫 ク 人員及び物資の緊急輸送 ケ 炊飯及び給水の支援 コ 救助物資の無償貸付又は譲与 サ 危険物の保安及び除去 （4）連絡員（リエゾン）の派遣 災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災害対策本部との調整・連絡に当たらせるものとする。	10 その他の防災機関が実施する対策（自衛隊の対策） （2）災害派遣時に実施する救援活動(防衛省防災業務計画第三 10 災害派遣時に実施する救援活動) ア 被害状況の把握(車両、航空機による偵察) イ 避難の援助(誘導、輸送) 中略 カ 道路及び水路の啓開(障害物除去等) キ 応急医療、救護及び防疫 ク 人員及び物資の緊急輸送 ケ 給食、給水及び入浴支援 コ 救助物資の無償貸付又は譲与 サ 危険物の保安及び除去等 （4）連絡員（リエゾン）の派遣 災害時、県又は、市災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災害対策本部との調整・連絡に当たらせるものとする。	防衛省業務計画の修正に伴い整合 警戒宣言の廃止に伴い修正
第3章 第7節	121	第7節 被害情報収集・連絡活動（共通） 第3項 対策 5 通信ボランティアの活用 （2）ボランティアの募集 ア アマチュア無線家のボランティア募集は、名張アマチュア無線クラブのほか、日本アマチュア無線連盟三重県支部及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。 イ インターネットやパソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促すものとする。	第7節 被害情報収集・連絡活動（共通） 第3項 対策 5 通信ボランティアの活用 （2）ボランティアの募集 ア アマチュア無線家のボランティア募集は、名張アマチュア無線クラブ、災害ボランティアバイク無線隊のほか、日本アマチュア無線連盟三重県支部及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。 イ 通信ボランティアの募集は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促すものとする。	災害協定に基づき総合防災訓練に参加しているバイク無線隊を追記 パソコン通信等時代に適合しない表記の是正

章・節	頁	現計画	修正案	理由																																								
第3章 第8節	124	第8節 通信運用計画（共通） 第3項 対 策 1 通信手段の確保 （４）非常通信 災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。	第8節 通信運用計画（共通） 第3項 対 策 1 通信手段の確保 （４）非常通信 災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。																																									
	125	<table><tr><th>市町村</th><th>番号</th><th>ルート名</th><th>ルート</th><th>県庁</th></tr><tr><td rowspan="6">名張市 危機管理室</td><td rowspan="6">① ② ③ ④ ⑤ ⑥</td><td rowspan="6">① 通常ルート、 ② 県防災無線（固定系） ③ 県防災無線（移動系） ④ 衛星携帯電話（スラッパ） ⑤ 市町防災無線（移動系） ⑥ 県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）</td><td>県防災（地上系、衛星系） 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010（FAX） 080-1610-0007（衛星）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>県防災（地上系、衛星系）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>県防災（260MHz）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>衛星携帯電話</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>260MHz応援通信</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>市町防災無線（移動系）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr></table>	市町村	番号	ルート名	ルート	県庁	名張市 危機管理室	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	① 通常ルート、 ② 県防災無線（固定系） ③ 県防災無線（移動系） ④ 衛星携帯電話（スラッパ） ⑤ 市町防災無線（移動系） ⑥ 県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）	県防災（地上系、衛星系） 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010（FAX） 080-1610-0007（衛星）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	県防災（地上系、衛星系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	県防災（260MHz）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	衛星携帯電話	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	260MHz応援通信	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	市町防災無線（移動系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	<table><tr><th>市町村</th><th>番号</th><th>ルート名</th><th>ルート</th><th>県庁</th></tr><tr><td rowspan="6">名張市 危機管理室</td><td rowspan="6">① ② ③ ④ ⑤</td><td rowspan="6">① 通常ルート、 ② 県防災無線（固定系） ③ 県防災無線（移動系） ④ 市町防災無線（移動系） ⑤ 県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）</td><td>県防災（地上系、衛星系） 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010（FAX） 080-1610-0007（衛星）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>県防災（地上系、衛星系）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>県防災（260MHz）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>260MHz応援通信</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>市町防災無線（移動系）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr><tr><td>県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）</td><td>三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312</td></tr></table>	市町村	番号	ルート名	ルート	県庁	名張市 危機管理室	① ② ③ ④ ⑤	① 通常ルート、 ② 県防災無線（固定系） ③ 県防災無線（移動系） ④ 市町防災無線（移動系） ⑤ 県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）	県防災（地上系、衛星系） 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010（FAX） 080-1610-0007（衛星）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	県防災（地上系、衛星系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	県防災（260MHz）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	260MHz応援通信	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	市町防災無線（移動系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312	衛星携帯電話のサービス停止に伴う修正
市町村	番号	ルート名	ルート	県庁																																								
名張市 危機管理室	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	① 通常ルート、 ② 県防災無線（固定系） ③ 県防災無線（移動系） ④ 衛星携帯電話（スラッパ） ⑤ 市町防災無線（移動系） ⑥ 県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）	県防災（地上系、衛星系） 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010（FAX） 080-1610-0007（衛星）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			県防災（地上系、衛星系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			県防災（260MHz）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			衛星携帯電話	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			260MHz応援通信	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			市町防災無線（移動系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
市町村	番号	ルート名	ルート	県庁																																								
名張市 危機管理室	① ② ③ ④ ⑤	① 通常ルート、 ② 県防災無線（固定系） ③ 県防災無線（移動系） ④ 市町防災無線（移動系） ⑤ 県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）	県防災（地上系、衛星系） 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010（FAX） 080-1610-0007（衛星）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			県防災（地上系、衛星系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			県防災（260MHz）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			260MHz応援通信	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			市町防災無線（移動系）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								
			県防災（衛星可搬）（消防本部等により搬入）	三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 （FAX） 災害対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 （FAX） 090-6764-9961 （衛星固定） 国交省専用 回線 85-749-312																																								

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第9節	126	第9節 避難対策活動（共通） 第1項 防災目標 ○大規模災害発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとる。 ○多くの住宅が全壊（焼）、半壊（焼）することが想定されるため、避難者の一次的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。	第9節 避難対策活動（共通） 第1項 防災目標 ○大規模災害発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとる。 ○多くの住宅が全壊（焼）、半壊（焼）することが想定されるため、避難者の一時的な生活場所を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。	表記の適正化
	128	第3項 対 策 7 避難指示等の内容及びその周知 〔避難指示の方法 概念図〕	第3項 対 策 7 避難指示等の内容及びその周知 〔避難指示の方法 概念図〕	市公式LINEの追記

第 3 章 第 9 節	129	(2) 避難の周知徹底 イ 住民等に対する周知 (ア) 指示等の周知徹底 避難の指示をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。 a 緊急メール、防災ラジオ、災害時情報共有システム（Ｌアラート）等による周知 1 1 避難誘導 (5) 避難行動要支援者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、市が手配した車両により避難者を移送するものとする。移送に当たっては、必要に応じ名張警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。 (6) 避難行動要支援者の避難誘導 災害発生時において、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は迅速・的確な行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、「名張市災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度」に基づき、平常時より地域づくり組織、区長・自治会長、民生委員・児童委員等を中心に地域の避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための連携体制の整備を図るものとする。	(2) 避難の周知徹底 イ 住民等に対する周知 (ア) 指示等の周知徹底 避難の指示をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。 a 緊急速報メール、市公式 LINE、防災ラジオ、災害時情報共有システム（Ｌアラート）等による周知 1 1 避難誘導 (5) 避難行動要支援者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、避難者家族の車両などによるほか、必要な場合には市が手配した車両により避難者を移送するものとする。移送に当たっては、必要に応じ名張警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。 (6) 避難行動要支援者の避難誘導 災害発生時において、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は迅速・的確な行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、「名張市避難行動要支援者支援制度」に基づき、平常時より地域づくり組織、区長・自治会長、民生委員・児童委員等を中心に地域の避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための連携体制の整備を図るものとする。	市公式 LINE の追記
	130			基本的には家族等や地域の車両で対応し、困難な場合は市が対応
				制度名の変更に に伴い修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第9節	130	12 避難所の開設及び運営 (1) 避難所及び一時避難場所 イ 一時避難場所とは、風水害や地震などの災害による家屋倒壊、火災発生、堤防等の決壊により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所。原則として、一時避難場所では救助活動は行わない。 (3) 設置の方法 ア 避難所はあらかじめ施設を指定するものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外に、土砂災害等の危険箇所に配慮し、施設の管理者の同意を得て避難所として開設する ウ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。市民が市長の指示に基づかず、自主的に親戚、縁者等の家屋に集団で避難して、そこを避難所と称しても、これを本計画に定める避難所と認めることはできない	12 避難所の開設及び運営 (1) 避難所及び一時避難場所 イ 一時避難場所とは、風水害や地震などの災害による家屋倒壊、火災発生、堤防等の決壊により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所。 (3) 設置の方法 ア 避難所はあらかじめ施設を指定するものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外に、土砂災害警戒区域等に配慮し、施設の管理者の同意を得て避難所として開設する ウ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、責任者を任命して避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。	公園等で応急救護を実施しないなど誤解を与えるため修正
	131	(5) 運営管理 避難所の運営に当たっては、・・・特に次の点に留意して、適切な管理を行う。 ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。	(5) 運営管理 避難所の運営に当たっては、・・・特に次の点に留意して、適切な管理を行う。 ア 良好な生活環境を確保するためにあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの作成に努め、避難所に配備された発電機、照明器具、パーティション、簡易ベッドなどの備品の活用を図るとともに、炊き出し等による栄養バランスのとれた適温の食事の提供や携帯トイレの活用による衛生環境の維持等の必要な措置を講じるように努める。 イ 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。	東日本大震災では後追いで避難所として指定した事例があるため削除 能登半島地震の教訓を踏まえた避難所生活環境の改善について追記 追記による項目記号の修正 以下同じ

章・節	頁	現計画	修正案	理由											
第3章 第9節	131	イ 男性や女性、L G B T（性的少数者）のニーズの違いに配慮しつつ、それぞれの視点に立って避難者のニーズの早期把握に努めることとし、特に、更衣室や授乳室、誰もが使用できるトイレの設置、生理用品等の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、L G B Tのニーズ等、多様性に配慮した避難所の運営に努める。 キ 避難所に配置する要員は、原則として2人とし、市の職員を充てる。また、要員は避難所において特に要配慮者に配慮し、概ね次の事項を実施する。 （ア）負傷者に対する応急の救護及び搬送 （イ）避難した者の人数や身元等の把握 中 略 （コ）市災害対策本部との連絡調整 （カ）コロナ禍における感染予防対策 また、避難所運営に当たっては、避難所間の格差を生じさせないように努める。	ウ 男性や女性、L G B T等のニーズの違いに配慮しつつ、それぞれの視点に立って避難者のニーズの早期把握に努めることとし、特に、更衣室や授乳室、誰もが使用できるトイレの設置、生理用品等の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、L G B Tのニーズ等、多様性に配慮した避難所の運営に努める。 ク 避難所に配置する要員は、原則として2人とし、市の職員を充てる。また、要員は避難所において特に要配慮者に配慮し、概ね次の事項を実施する。 （ア）負傷者に対する応急の救護及び搬送 （イ）避難した者の人数や身元等の把握 中 略 （コ）市災害対策本部との連絡調整 （カ）感染予防対策 また、避難所運営に当たっては、避難所間の格差を生じさせないように努める。	・等の追記 ・（ ）書き既出のため削除											
	132	（7）費用の限度 災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は次のとおりとする <table><tr><th>限度額</th><th>備考</th></tr><tr><td>（基本額） 1人1日当たり 330円以内</td><td>冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。</td></tr><tr><td colspan="2">夏季4月から9月 冬季10月から3月</td></tr></table>	限度額	備考	（基本額） 1人1日当たり 330円 以内	冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。	夏季4月から9月 冬季10月から3月		（7）費用の限度 災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は次のとおりとする <table><tr><th>限度額</th><th>備考</th></tr><tr><td>（基本額） 1人1日当たり 360円以内</td><td>冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。</td></tr><tr><td colspan="2">夏季4月から9月 冬季10月から3月</td></tr></table>	限度額	備考	（基本額） 1人1日当たり 360円 以内	冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。	夏季4月から9月 冬季10月から3月	
限度額	備考														
（基本額） 1人1日当たり 330円 以内	冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。														
夏季4月から9月 冬季10月から3月															
限度額	備考														
（基本額） 1人1日当たり 360円 以内	冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。														
夏季4月から9月 冬季10月から3月															

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第9節	133	(10) ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角を基本にペットの避難場所を設けることとし、市は、管理場所を検討するものとする。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑が掛からないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。 (11) 避難所外避難者対策 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者の対策を推進する。 15 避難所の閉鎖 (1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、環境部、救護部、教育部を通じて避難所に配置した職員に必要な指示を与える。 (2) 避難所職員は、教育部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。 (3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。	(10) ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは制約があるため、避難所の屋外の一角を基本にペットの避難場所を設けることとし、市は、管理場所を検討するものとする。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑が掛からないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。 (11) 避難所外避難者対策 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者や在宅避難者を想定し、避難所運営における避難所外避難者の支援方を推進する。 15 避難所の閉鎖 (1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、環境部、救護部、教育部を通じて避難所に配置した職員に必要な指示を与える。 (2) 避難所派遣職員は、教育部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。 (3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。	空き教室等が確保できた場合には同居避難の可能性があるため 在宅避難者への対応を追記 用語の適正化

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第10節	135	第10節 消防救急活動（共通） 第1項 防災目標 ○火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務を確実に遂行し、市民の生命・身体・財産を確保する。 ○地震発生直後に、可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大防止に努める。 ○同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。 ○消防本部は、火災の全体把握を行うとともに、消防本部内に消防対策を設置し、消防部隊の重点的な部隊配置に努める。 第2項 実施責任 危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院 第3項 対 策 1 消防活動 （2）市長は、被害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請する。 ア 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。 2 林野火災空中消火活動 （1）空中消火の実施 ア 初動体制 （ア）災害情報等の報告 市長等は、地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。	第10節 消防救急活動（共通） 第1項 防災目標 ○火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務を確実に遂行し、市民の生命・身体・財産を確保する。 ○地震発生直後に、可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大防止に努める。 ○同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。 ○消防本部は、火災の全体把握を行うとともに、消防本部内に警防本部を設置し、消防部隊の重点的な部隊配置に努める。 第2項 実施責任 危機管理室・福祉子ども部・消防本部 第3項 対 策 1 消防活動 （2）市長は、被害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請する。 ア 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。 2 林野火災空中消火活動 （1）空中消火の実施 ア 初動体制 （ア）災害情報等の報告 市長等は、地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。	用語の適正化 独立行政法人化に伴い市組織からの分離

136	(イ) 空中消火基地の選定及び設定 空中消火基地の選定に当たっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100 トン以上の水源を有し、毎分 1 トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。 空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第 3 章第 4 3 節「自衛隊災害派遣要請」に定める所要の措置をとる。 ウ 派遣要請 (ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請 市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。 応援を要請する場合は第 3 章 19 節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。 3 救急活動 (2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。 ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。 イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。	(イ) 空中消火基地の選定及び設定 空中消火基地の選定に当たっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100 トン以上の水源を有し、毎分 1 トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。 空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第 3 章第 4 節第 3 項 1 (2)「自衛隊災害派遣要請」に定める所要の措置をとる。 ウ 派遣要請 (ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請 市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。 応援を要請する場合は第 3 章 19 節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。 3 救急活動 (2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。 ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。 イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援要請をする。	節番号等の誤記修正 字体修正
-----	--	--	------------------------------

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第12節	140	第12節 医療・救護活動（共通） 第1項 防災目標 ○り災者の生命、身体の保護に当たっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確な医療活動を行う。 ○現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。 ○後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。 ○南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合、市内の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療・救護活動が必要となる。 第2項 実施責任 危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院 第3項 対 策 1 実施体制 市は、一般社団法人名賀医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに救護活動の要請を行う。 医療救護班を中心として活動する他、DMAT（災害派遣医療チーム）の受入れ、派遣にも協力する。	第12節 医療・救護活動（共通） 第1項 防災目標 ○り災者の生命、身体の保護に当たっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確な医療活動を行う。 ○現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。 ○後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。 ○南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合、市内の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療・救護活動が必要となる。 第2項 実施責任 危機管理室・福祉子ども部・消防本部 第3項 対 策 1 実施体制 市は、災害時における名張市立病院が実施する災害医療に関する協定及び一般社団法人名賀医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに医療・救護活動に係る協力の要請を行う。 医療救護班を中心として活動する他、DMAT（災害派遣医療チーム）の受入れ、派遣にも協力する。	市立病院独立行政法人化に伴い市組織からの除外 協定により独立行政法人化の連携体制を確保する旨を明記

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第13節	145	第13節 局地的災害応急対策（風水害等） 第3項 対 策 4 廃棄物処理対策 浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の廃棄物が大量に出ることが予想されるため、廃棄物の発生状況を把握し、その処理について伊賀南部環境衛生組合に要請するものとする。また、市内業者の協力も得て、市内で処理が可能な量については処分する。ただし、市内での処理が困難な場合は、県へ応援要請をする。 6 避難対策 「第3章第8節 避難対策活動」による。	第13節 局地的災害応急対策（風水害等） 第3項 対 策 4 廃棄物処理対策 局地的災害により発生した災害廃棄物（家電製品、畳、家具等）等を迅速かつ適切に処理し、生活環境を保全するため、名張市災害廃棄物処理計画に基づく円滑な処理体制の整備を進める。 6 避難対策 「第3章第9節 避難対策活動」による。	
第3章 第15節	152	表中 208-23 桔梗1体育館グラウンド 表外注記 ※名張中央公園駐車場を使用する際は、乗馬クラブ(63-6091)へ連絡すること	表中 208-23 英心高等学校桔梗が丘校グラウンド 表外注記 ※名張中央公園駐車場を使用する際は、Riding club CARECA(63-6091)へ連絡すること	誤記修正 校名変更に伴い修正 事業所名を明記
第3章 第16節	157	第16節 障害物除去活動（共通） 7 災害救助法が適用された場合 (2) 方 法 障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にすることである。	第16節 障害物除去活動（共通） 7 災害救助法が適用された場合 (2) 方 法 障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にすることである。	誤記修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由																		
第3章 第19節	164	第19節 県防災ヘリコプター活用計画（共通） 2 防災ヘリコプターの応援要請 （3）緊急時応援要請連絡先 <table><tr><th>連絡先</th><th>N T T回線 （緊急専用回線）</th><th>防災行政無線</th></tr><tr><td>三重県 防災対策部 防災航空隊</td><td>059-235-2555</td><td>8-145-※※-11</td></tr><tr><td>災害対策総務課 防災航空班 三重県 防災航空隊</td><td>F059-235-2557</td><td>F8-145</td></tr></table>	連絡先	N T T回線 （緊急専用回線）	防災行政無線	三重県 防災対策部 防災航空隊	059-235-2555	8-145-※※-11	災害対策総務課 防災航空班 三重県 防災航空隊	F059-235-2557	F8-145	第19節 県防災ヘリコプター活用計画（共通） 2 防災ヘリコプターの応援要請 （3）緊急時応援要請連絡先 <table><tr><th>連絡先</th><th>N T T回線 （緊急専用回線）</th><th>防災行政無線</th></tr><tr><td>三重県 防災対策部 災害対策総務課 防災航空班</td><td>059-235-2558</td><td>8-145-※※-11</td></tr><tr><td></td><td>FAX 059-235-2557</td><td>FAX 8-145</td></tr></table>	連絡先	N T T回線 （緊急専用回線）	防災行政無線	三重県 防災対策部 災害対策総務課 防災航空班	059-235-2558	8-145-※※-11		FAX 059-235-2557	FAX 8-145	電話番号の修正等
	連絡先	N T T回線 （緊急専用回線）	防災行政無線																			
	三重県 防災対策部 防災航空隊	059-235-2555	8-145-※※-11																			
災害対策総務課 防災航空班 三重県 防災航空隊	F059-235-2557	F8-145																				
連絡先	N T T回線 （緊急専用回線）	防災行政無線																				
三重県 防災対策部 災害対策総務課 防災航空班	059-235-2558	8-145-※※-11																				
	FAX 059-235-2557	FAX 8-145																				
第3章 第20節	166	第20節 危険物施設等応急対策（共通） 第3項 対 策 1 危険物製造所等 （1）事故等発生時の緊急措置 オ 他市町に対する応援要請 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。 カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼 自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第3章 第3節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。	第20節 危険物施設等応急対策（共通） 第3項 対 策 1 危険物製造所等 （1）事故等発生時の緊急措置 オ 消防応援要請 災害の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援要請をする。さらに、災害の規模に応じて消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊を応援要請する。 カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼 自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第3章 第4節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。	節番号の誤記修正																		
	167	2 ガス施設等 （1）事故等発生時の緊急措置 エ 他市町に対する応援要請 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により	2 ガス施設等 （1）事故等発生時の緊急措置 エ 消防応援要請 災害の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締																			

第3章 第20節	168	締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。 オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼 自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第3章 第3節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。 3 毒物・劇物災害応急対策 (1) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊賀保健所、名張警察署又は名張消防署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。	結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援要請をする。さらに、災害の規模に応じて消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊を応援要請する。 オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼 自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第3章 第4節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。 3 毒物・劇物災害応急対策 (1) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊賀保健所、名張警察署又は名張消防署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第17条）。	節番号の誤記修正
---------------------	------------	--	---	-----------------

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第21節	169	第21節 公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通） 第3項 対策 2 水道 （1）水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めるものとする。 （2）水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施するものとする。 （3）水道施設の復旧については、必要に応じ、共同栓による仮設給水を開始する。 （4）被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。 （5）これらの対策について、市の総力を上げてでも対応が困難なときは、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。	第21節 公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通） 第3項 対策 2 水道 （1）水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めるものとする。 （2）水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施するものとする。 （3）水道施設の復旧については、必要に応じ、共同栓による仮設給水を開始する。 （4）被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。 （5）これらの対策について、市の総力を上げてでも対応が困難なときは、「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」と「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。	協定の明記

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第25節	176	第25節 給水活動（共通） 第3項 対 策 1 実施体制 災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、上下水道部の危機管理対策マニュアルに基づき応急給水活動を実施するものとする。また、市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1人1日約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。この場合、市の総力をあげても困難なときは、日本水道協会中部地方支部と「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。 また、独立行政法人水資源機構から可搬式浄水装置（50m³／1日・約16,000人分）の手配を要請し、給水支援を受ける。	第25節 給水活動（共通） 第3項 対 策 1 実施体制 災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、上下水道部の危機管理対策マニュアルに基づき応急給水活動を実施するものとする。また、市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1人1日約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。この場合、市の総力をあげても困難なときは、公益社団法人日本水道協会中部地方祭災害時相互応援に関する協定」と「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。 また、独立行政法人水資源機構から可搬式浄水装置（50m³／日・約16,000人分）の手配を要請し、給水支援を受ける。	協定の明記 表記の適正化
	177	5 給水の方法 飲料水は、概ね次の方法によって供給するものとする。 （1）給水方法は指定された給水拠点にて行うこととし、供給する飲料水は原則として水道水とする。 （2）飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施し、安全を確認した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。 （3）被災地の浄水場が損壊した場合は、最寄りの浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。	5 給水の方法 飲料水は、概ね次の方法によって供給するものとする。 （1）給水方法は指定された給水拠点にて行うこととし、供給する飲料水は原則として水道水とする。 （2）飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施し、安全を確認した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。 （3）被災地の浄水場が損壊した場合は、最寄りの浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、給水袋）により運搬供給する。	現状に即し、給水袋に修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由																																																																																					
第3章 第25節	177	5 給水の方法 〔応急給水車両等〕 <table><tr><td rowspan="2">給水タンク車</td><td>2,000ℓ</td><td>1台</td><td>計</td><td>2,000ℓ</td></tr><tr><td>4,000ℓ</td><td>1台</td><td>計</td><td>4,000ℓ</td></tr><tr><td rowspan="3">給水タンク</td><td>2,000ℓ積載</td><td>1基</td><td>計</td><td>2,000ℓ</td></tr><tr><td>1,000ℓ積載</td><td>2基</td><td>計</td><td>2,000ℓ</td></tr><tr><td>500ℓ積載</td><td>5基</td><td>計</td><td>2,500ℓ</td></tr><tr><td rowspan="3">給水ポリ袋</td><td>10ℓ</td><td>8,000枚</td><td>計</td><td>80,000ℓ</td></tr><tr><td>6ℓ</td><td>240枚</td><td>計</td><td>1,440ℓ</td></tr><tr><td>5ℓ</td><td>300枚</td><td>計</td><td>1,500ℓ</td></tr><tr><td colspan="5">総合計 45,440 ℓ</td></tr></table>	給水タンク車	2,000ℓ	1台	計	2,000ℓ	4,000ℓ	1台	計	4,000ℓ	給水タンク	2,000ℓ積載	1基	計	2,000ℓ	1,000ℓ積載	2基	計	2,000ℓ	500ℓ積載	5基	計	2,500ℓ	給水ポリ袋	10ℓ	8,000枚	計	80,000ℓ	6ℓ	240枚	計	1,440ℓ	5ℓ	300枚	計	1,500ℓ	総合計 45,440 ℓ					5 給水の方法 〔応急給水車両等〕 <table><tr><td rowspan="2">給水タンク車</td><td>2,000ℓ</td><td>1台</td><td>計</td><td>2,000ℓ</td></tr><tr><td>4,000ℓ</td><td>1台</td><td>計</td><td>4,000ℓ</td></tr><tr><td rowspan="2">給水タンク</td><td>1,000ℓ積載</td><td>2基</td><td>計</td><td>2,000ℓ</td></tr><tr><td>500ℓ積載</td><td>5基</td><td>計</td><td>2,500ℓ</td></tr><tr><td rowspan="2">簡易水槽</td><td>1,000ℓ</td><td>2基</td><td>計</td><td>2,000ℓ</td></tr><tr><td>350ℓ</td><td>3基</td><td>計</td><td>1,050ℓ</td></tr><tr><td rowspan="3">給水ポリ袋</td><td>10ℓ</td><td>8,000枚</td><td>計</td><td>80,000ℓ</td></tr><tr><td>6ℓ</td><td>240枚</td><td>計</td><td>1,440ℓ</td></tr><tr><td>5ℓ</td><td>300枚</td><td>計</td><td>1,500ℓ</td></tr><tr><td colspan="5">総合計 96,490 ℓ</td></tr></table>	給水タンク車	2,000ℓ	1台	計	2,000ℓ	4,000ℓ	1台	計	4,000ℓ	給水タンク	1,000ℓ積載	2基	計	2,000ℓ	500ℓ積載	5基	計	2,500ℓ	簡易水槽	1,000ℓ	2基	計	2,000ℓ	350ℓ	3基	計	1,050ℓ	給水ポリ袋	10ℓ	8,000枚	計	80,000ℓ	6ℓ	240枚	計	1,440ℓ	5ℓ	300枚	計	1,500ℓ	総合計 96,490 ℓ					給水タンク 2000ℓを削除 簡易水槽を追記
	給水タンク車	2,000ℓ		1台	計	2,000ℓ																																																																																			
4,000ℓ		1台	計	4,000ℓ																																																																																					
給水タンク	2,000ℓ積載	1基	計	2,000ℓ																																																																																					
	1,000ℓ積載	2基	計	2,000ℓ																																																																																					
	500ℓ積載	5基	計	2,500ℓ																																																																																					
給水ポリ袋	10ℓ	8,000枚	計	80,000ℓ																																																																																					
	6ℓ	240枚	計	1,440ℓ																																																																																					
	5ℓ	300枚	計	1,500ℓ																																																																																					
総合計 45,440 ℓ																																																																																									
給水タンク車	2,000ℓ	1台	計	2,000ℓ																																																																																					
	4,000ℓ	1台	計	4,000ℓ																																																																																					
給水タンク	1,000ℓ積載	2基	計	2,000ℓ																																																																																					
	500ℓ積載	5基	計	2,500ℓ																																																																																					
簡易水槽	1,000ℓ	2基	計	2,000ℓ																																																																																					
	350ℓ	3基	計	1,050ℓ																																																																																					
給水ポリ袋	10ℓ	8,000枚	計	80,000ℓ																																																																																					
	6ℓ	240枚	計	1,440ℓ																																																																																					
	5ℓ	300枚	計	1,500ℓ																																																																																					
総合計 96,490 ℓ																																																																																									
	178	1 1 広報体制 （1）被災後の広報については、住民に対して、断水の状況、給水場所、応急給水方法、応急給水時間、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報車、市防災行政無線を活用して広報することにより、住民の不安解消に努めるものとする。 （2）地域ごとの通水予定等の広報を行う。	1 1 広報体制 （1）被災後の広報については、住民に対して、断水の状況、給水場所、応急給水方法、応急給水時間、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報車、市防災行政無線、市ホームページ、市公式LINE等を活用して広報することにより、住民の不安解消に努めるものとする。 （2）地域ごとの通水予定等の広報を行う。	各種の広報媒体について追記																																																																																					

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第26節	179	第26節 食料供給活動（共通） 3 応急食料の調達 （1）食料の調達 ア 市長は、災害救助法が発動された状況において、り災により災害救助用米穀等の緊急な供給を必要とするものの、米穀の出荷又は販売事業の届出をした者から米穀を購入することができないとき、又は届出事業者だけでは必要量を確保することができないときは、直ちに災害救助用米穀等緊急引渡申請書を伊賀農林事務所長を経由して知事に提出し、災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請するものとする。災害救助法が適用された場合であって、交通・通信の途絶のため知事の指示が受けられない場合は直接国等へ災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。 イ 副食物及び燃料については、市内業者と緊密な連絡をとり、要求があれば直ちに供給できるようにする。	第26節 食料供給活動（共通） 3 応急食料の調達 （1）食料の調達 ア 市長は、災害救助法が発動された状況において、り災により災害救助用米穀等の緊急な供給を必要とするものの、米穀の出荷又は販売事業の届出をした者から米穀を購入することができないとき、又は届出事業者だけでは必要量を確保することができないときは、直ちに災害救助用米穀の引渡要請書を農林水産省農産局防疫課担当者に提出し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。	国通知に基づく修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第29節	186	第29節 清掃活動（共通） 第3項 対 策 1 生活ごみ等処理 （1）処理体制 被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。処理機材、人員等については、可能な限り市の有現の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。 （2）処理の方法 災害時に大量に排出される各種のごみ等により、被災者の生活及び環境影響上に支障が生じることのないよう災害廃棄物を迅速に収集処理する。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。 また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。 （3）被災地が広大な場合の措置 被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町及び県の対応を求めるものとする。	第25節 給水活動（共通） 第3項 対 策 1 生活ごみ等処理 （1）処理体制 被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。処理機材、人員等については、可能な限り本市の有現の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。 （2）処理の方法 処理施設の状況、各地域の被害や避難状況などの情報収集を行い、収集が可能となる収集車両数、収集運搬ルートや処分ルールを定め、迅速かつ計画的に家庭や避難所から排出される生活ごみ等の収集・処分に努める。集積所はごみステーション等を基本とし、避難所においては保管場所を選定し、生活ごみ等の円滑な搬出のため、避難者にできる限りの分別排出や適正保管に対する協力を求める。	

		(4) 応援の要請 災害により被害を受け、その処理能力が減少し、又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、近隣市町及び県の応援を求めるものとする。 2 災害廃棄物処理 (1) 処理体制 災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、名張市災害廃棄物処理実行計画により、適正かつ迅速に処理を行う。 また、甚大な被害が発生した場合においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。 (2) 処理の方法 人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。 また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理を行う。	2 災害廃棄物処理 (1) 処理体制 災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、名張市災害廃棄物処理実行計画により、適正かつ迅速に処理を行う。 また、処理機材、人員等が不足する場合や特に甚大な被害を受けた場合など、本市のみで対応できないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、近隣市町及び県等の応援を要請する。 (2) 処理の方法 仮置場への搬入ルールを定め、場内での事故等の防止や適切な分別によるリサイクルに努め、廃棄物処理法等に基づき適正に処理を行う。 なお、処理施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の性状、健康面への影響や火災リスク等に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮しながら処理を行う。 また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。	
--	--	--	---	--

187	3 し尿処理 災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。 (1) 処理体制 し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。(し尿の発生量は、一人1日当たり1.7リットルを目安とする。) また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。また、特に甚大な被害を受けた場合、市で処理できないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。 4 死亡獣畜の処理 (1) 処理方法 死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏が死亡したもの)の処理は、必要に応じ次のように行うものとする。 ア 埋却 埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。 イ 焼却 十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。	3 し尿処理 災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。 (1) 処理体制 し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。(し尿の発生量は、一人1日当たり1.7リットルを目安とする。) また、人員、機材が不足する場合や特に甚大な被害を受けた場合など、本市のみで処理できないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、近隣市町及び県等の応援を要請する。 4 死亡獣畜の処理 (1) 処理方法 死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏が死亡したもの)の処理は、必要に応じ次のように行うものとする。 ア 埋却 埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く消石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。 イ 焼却 十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。	
-----	--	---	--

		5 住民・地域が実施する対策 (1) し尿処理 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。 (2) 生活ごみ等処理 避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。 また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、市の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。	5 住民・地域が実施する対策 (1) し尿処理 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。 (2) 生活ごみ等処理 家庭、避難所から排出する生活ごみ等の分別方法や排出場所つ粗大ごみについて、市の指示する分別方法や排出場所等について、市の指示を遵守する。また災害廃棄物回収時の便乗ごみ排出及び野焼き等の不適正な処理を行わない。 (3) 災害廃棄物処理 仮置場への搬入時には、市が定める搬入ルールに従い、安全で円滑な運営に協力する。	
--	--	---	--	--

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第 3 章 第 31 節	191	第 3 1 節 文教対策（<u>幼保園を含む</u>）（共通） 第 1 項 防災目標 ○大規模災害発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の<u>教育施設</u>が避難所として使用されることが想定されるため、被災後、これらの施設の教育機能を速やかに回復する。 ○市内文化財の被害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図る。 第 2 項 実施責任 福祉子ども部・教育委員会 第 3 項 対 策 1 実施機関 (1) <u>市立小中学校、幼稚園等</u>の応急教育<u>及び教育施設の応急対策は、教育委員会等</u>が計画し実施する。 (2) 災害に対する<u>市立小中学校、幼稚園等</u>の措置については、<u>教育委員会の計画に基づき</u>学校長、<u>園長</u>等が具体的な応急対策を講じる。 (3) <u>教材、学用品の確保</u>については市長が実施する。 2 応急計画の策定 災害発生時における児童生徒等の安全及び<u>教育施設</u>の確保を図るため、<u>市教育委員会及び学校管理者等</u>は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。 (1) 防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、<u>各学校等</u>においては、平時より災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等にかかる体制を整備する	第 3 1 節 文教対策（<u>保育施設等を含む</u>）（共通） 第 1 項 防災目標 ○大規模災害発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設<u>や保育施設等</u>が避難所として使用されることが想定されるため、被災後、これらの施設の教育機能を速やかに回復する。 ○市内文化財の被害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図る。 第 2 項 実施責任 福祉子ども部・教育委員会 第 3 項 対 策 1 実施機関 (1) <u>小中学校、保育施設等</u>の応急教育・<u>保育</u>及び<u>施設の応急対策は、福祉子ども部及び</u>教育委員会等が計画し実施する。 (2) 災害に対する<u>小中学校、保育施設等</u>の措置については、<u>福祉子ども部及び</u>教育委員会の計画に基づき<u>施設管理者</u>が具体的な応急対策を講じる。 (3) 教材、学用品、<u>保育用品等</u>の確保については市長が実施する。 2 応急計画の策定 災害発生時における児童生徒等の安全及び教育・<u>保育施設</u>の確保を図るため、<u>福祉子ども部及び</u>教育委員会及び<u>施設管理者</u>は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。 (1) 防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、<u>各施設</u>においては、平時より災害に備え職員等の任務の分担、相互の連	保育施設における対応を追記

		ものとする。 (2) 児童生徒等の安全確保 ア 在校(園)中の安全確保 児童生徒・園児の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次により臨時休校(園)の措置をとる。 (ア) 災害が始業後に発生した場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うものとする。 なお、状況に応じて保護者等に連絡し引き渡すものとし、幼稚園、保育所については必ず保護者に引き渡すものとする。ただし、保護者が不在の場合又は居住地域に危険のおそれがあるときは、学校等で保護する。 (イ) 登校(園)前に休校(園)の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。 (ウ) 校長等は、災害等で校舎等が危険であると判断する場合は、直ちに教育委員会に報告し、適切な臨時避難の措置を行い、教職員等が児童生徒等の誘導に当たる。 イ 登下校時の安全確保 (ア) 登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集及びその伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定、及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について保護者との相談のうえ対応策を定めておくとともに、そのことをあらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。 (イ) 発災後、児童生徒等を安全に下校させるため、学校長等は、市及び児童生徒等が在住する各地域との情報	携、時間外における職員の参集等にかかる体制を整備するものとする。 (2) 児童生徒等の安全確保 ア 在校(園)中の安全確保 児童生徒の安全を確保するため、危険が予想される場合は、市および教育長又は施設管理者の判断で、次により臨時休校(園)の措置をとる。 (ア) 災害が始業後に発生した場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ職員が地区別に付き添うものとする。 なお、状況に応じて保護者等に連絡し、保護者が不在の場合又は居住地域に危険のおそれがあるときは、各施設等で保護する。 (イ) 登校(園)前に休校(園)の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。 (ウ) 施設管理者は、災害等で校舎等が危険であると判断する場合は、直ちに市または教育委員会に報告し、適切な臨時避難の措置を行い、職員等が児童生徒等の誘導に当たる。 イ 登下校時の安全確保 (ア) 登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集及びその伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定、及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について保護者との相談のうえ対応策を定めておくとともに、そのことをあらかじめ職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。 (イ) 発災後、児童生徒等を安全に帰宅させるため、施設管	
--	--	--	--	--

	192	共有を図り、児童生徒の在住地域の安全を確認した上で行うものとする。 (3) 夜間・休日等における対応 公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、風水害等の発生を確認次第、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。 風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等の安否及び所在の確認に努め、市災害対策本部に対し安否情報を報告する。 (4) 施設の防備 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補修改善に努める。 3 応急教育の実施 文教施設、設備等の被災又は児童生徒等のり災により通常の教育を行えない場合の応急教育は、本計画による。 (1) 教育施設の確保、教職員の確保(実施責任者) 市立学校、市立学校以外の市の教育機関…市教育委員会 私立学校…私立学校設置者 (2) 文教施設、設備等の応急対応 被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡の上、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。 ア 学校施設の危険度判定を行う。 イ 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。	理者は、市及び児童生徒等が在住する各地域との情報共有を図り、児童生徒の在住地域の安全を確認した上で行うものとする。 (3) 夜間・休日等における対応 各施設管理者及び防災計画であらかじめ指定された職員等は、風水害等の発生を確認次第、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。 風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等の安否及び所在の確認に努め、市災害対策本部に対し安否情報を報告する。 (4) 施設の防備 施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補修改善に努める。 3 応急教育の実施 施設、設備等の被災又は児童生徒等のり災により通常の教育保育を行えない場合の応急教育保育は、本計画による。 (1) 施設の確保、職員の確保(実施責任者) 市立学校、市立学校以外の市の教育機関…市教育委員会 市立保育施設…福祉子ども部 私立施設…私立施設設置者 (2) 施設、設備等の応急対応 被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡の上、次の対策をとり、教育保育の低下をきたさないように努める。 ア 施設の危険度判定を行う。 イ 施設の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。	
--	-----	--	--	--

	ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、市民センター、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。 (3) 教職員の確保 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来すときは、県教育委員会、市教育委員会との連携の下に、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。 (4) 激甚災害により、児童・生徒等が避難した場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、避難地への訪問等を実施して教育の確保に努める。 4 学用品の調達及び確保 (1) 給与の対象 災害により住宅に被害を受け、学用品等を喪失し、又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。 (2) 給与の方法 学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。 5 リ災児童生徒等の保健管理 (1) リ災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。 (2) 学校の設置者は応急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置に当たる。	ウ 施設の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な施設、市民センター、その他民有施設の借上げ等により、仮施設を設置する。 (3) 職員の確保 職員の人的被害が大きく、教育保育の実施に支障を来すときは、市、県教育委員会、市教育委員会との連携の下に、施設間の職員の応援を図るとともに、非常勤職員等の任用などを行う。 (4) 激甚災害により、児童・生徒等が避難した場合は、職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、避難地への訪問等を実施して教育保育の確保に努める。 4 学用品の調達及び確保 (学校) (1) 給与の対象 災害により住宅に被害を受け、学用品等を喪失し、又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。 (2) 給与の方法 学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。 5 リ災児童生徒等の保健管理 (学校) (1) リ災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。 (2) 学校の設置者は応急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置に当たる。	
--	--	--	--

	6 教育施設の応急対策 (1) 施設等の被害状況の報告 施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告するものとする。教育委員会は、報告に基づき校舎等の管理に必要し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立する。 (2) 施設の応急対策 ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行う。 イ 応急修理のできる場合は、速やかに修理の上使用する。なお、上記事項については、関係機関が協議して定めるものとし、その決定事項は、教職員、児童生徒及び市民に周知するものとする。 ウ 黒板、机、椅子その他施設で修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。 エ 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡の上、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、市民センター、その他の施設を借り上げる。 7 給食の措置 学校給食は、次のような事情を十分留意して、可能な限り継続して実施する。 (1) 給食施設が被害を受け、自校炊飯が不可能な場合は、隣接校等の協力により実施する。 (2) 災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整に十分留意する。	6 教育保育施設の応急対策 (1) 施設等の被害状況の報告 施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市及び教育委員会に報告するものとする。市及び教育委員会は、報告に基づき施設の維持管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣するとともに施設職員等と協力して万全の体制を確立する。 (2) 施設の応急対策 ア 施設の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し教育保育を行う。 イ 応急修理のできる場合は、速やかに修理の上使用する。なお、上記事項については、関係機関が協議して定めるものとし、その決定事項は、職員、児童生徒及び市民に周知するものとする。 ウ 施設設備や備品等で修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は関係施設等の協力により措置する。 エ 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡の上、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の関係施設、市民センター、その他の施設を借り上げる。 7 給食の措置 給食は、次のような事情を十分留意して、可能な限り継続して実施する。 (1) 給食施設が被害を受け、自校炊飯が不可能な場合は、近隣施設等の協力により実施する。 (2) 災害救助のための炊き出しに給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整に十分留意する。	
--	---	--	--

8 災害救助法が適用された場合

(1) 学用品の調達及び確保

イ 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

教科書については、所要冊数を三重県教科書供給所を通じて取り寄せて給与する。学用品等は最低必要数を確保し、り災児童・生徒等に速やかに届ける。

(2) 給与の限度

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教 科 書 代	実 費	実 費	実 費
文房具・通学用品	4,100円以内	4,400円以内	4,800円以内

10 住民・地域が実施する対策

(1) 児童生徒の安全確保

地域住民や区・自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

(2) 文化財の保護

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

8 災害救助法が適用された場合（学校）

(1) 学用品の調達及び確保

イ 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

教科書については、所要冊数を三重県教科書供給所を通じて取り寄せて給与する。学用品等は最低必要数を確保し、り災児童・生徒等に速やかに届ける。

(2) 給与の限度

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教 科 書 代	実 費	実 費	実 費
文房具・通学用品	5,500円以内	5,800円以内	6,300円以内

10 住民・地域が実施する対策

(1) 児童生徒の安全確保

地域住民や区・自治会、自主防災組織等は、学校・保育施設等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

(2) 文化財の保護

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第 3 章 第 32 節	195	第 3 2 節 住宅応急対策（共通） 第 2 項 実施責任 危機管理室・福祉子ども部・都市整備部 第 3 項 対 策 4 住宅の応急修理 （１）対象者 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者 （２）費用の限度 「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。 （３）期間 災害発生の日から 1 か月以内とする。 8 災害救助法が適用された場合 （１）災害救助法による応急仮設住宅の建設 ア 設置場所 市において決定する。 イ 費用の基準 1 戸当り 29.7 平方メートル（9 坪）を基準とし、571 万 4 千円以内とする。 （２）災害救助法による住宅の応急修理 ア 費用の基準 1 世帯当り 595,000 円以内とする。 エ 期間 災害発生の日から 1 か月以内とする。	第 3 2 節 住宅応急対策（共通） 第 2 項 実施責任 危機管理室・総務部・福祉子ども部・都市整備部 第 3 項 対 策 4 住宅の応急修理 （１）対象者 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者 （２）費用の限度 「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。 （３）期間 災害発生の日から 3 か月以内とする。 8 災害救助法が適用された場合 （１）災害救助法による応急仮設住宅の建設 ア 設置場所 市において決定する。 イ 費用の基準 1 戸当り 29.7 平方メートル（9 坪）を基準とし、628 万 5 千円以内とする。 （２）災害救助法による住宅の応急修理 ア 費用の基準 1 世帯当り 739,000 円以内とする。 エ 期間 災害発生の日から 3 か月以内とする	総務部を追記 法令の変更に伴う修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由																																																												
第3章 第33節		第33節 災害救助法の適用（共通） 災害救助法による救助の程度と期間 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表 令和元年度災害救助基準 <table><tr><th>援助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。</td><td>（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 830円 以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の供給</td><td>住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から20日以内着工</td><td>1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内</td></tr><tr><td>炊き出しその他のによる食品の給与</td><td>1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり 1,160円 以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3 日）</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>1 輸送費、人件費は別途計上</td></tr><tr><td>被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（壊）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること</td></tr></table>	援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 830円 以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。	応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内	炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3 日）	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊（壊）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	第33節 災害救助法の適用（共通） 災害救助法による救助の程度と期間 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表 令和7年度災害救助基準 <table><tr><th>援助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。</td><td>（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 360円 以内 高齢者等の避難行動要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の給与</td><td>住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から20日以内着工</td><td>1 費用に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000円 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内</td></tr><tr><td>炊き出しその他のによる食品の給与</td><td>1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり 1,390円 以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3 日）</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>1 輸送費、人件費は別途計上</td></tr><tr><td>被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（壊）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること</td></tr></table>	援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 360円 以内 高齢者等の 避難行動要支援者 等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。	応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000円 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内	炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3 日）	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊（壊）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	災害救助法の価格の改定に伴う修正
援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																																												
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 830円 以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。																																																												
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内																																																												
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3 日）																																																												
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上																																																												
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊（壊）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																																												
援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																																												
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 360円 以内 高齢者等の 避難行動要支援者 等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。																																																												
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000円 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内																																																												
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3 日）																																																												
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上																																																												
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊（壊）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																																												

章・節	頁	現計画	修正案	理由																																																																																																																																																								
第3章 第33節		<table><tr><td></td><td><table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 世 人 帯</th><th>2 世 人 帯</th><th>3 世 人 帯</th><th>4 世 人 帯</th><th>5 世 人 帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table> (単位：円) </td><td></td></tr><tr><td>援助の種類</td><td>対 象</td><td>費用の限度額</td><td>期 間</td><td>備 考</td></tr><tr><td>医 療</td><td>医療の途を失った者 (応急的処置)</td><td>1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr><tr><td>助 産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上</td></tr><tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</td><td>災害発生の日から1ヵ月以内</td><td></td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td>住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒</td><td>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円</td><td>災害発生の日から1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内</td><td>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</td></tr><tr><td>埋 葬</td><td>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</td><td>1 体当たり 大人 (12歳以上) 215,200円以内 小人 (12歳未満) 172,000円以内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</td></tr></table>		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 世 人 帯</th><th>2 世 人 帯</th><th>3 世 人 帯</th><th>4 世 人 帯</th><th>5 世 人 帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table> (単位：円)	区 分		1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内		学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 215,200円以内 小人 (12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	<table><tr><td></td><td><table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 世 人 帯</th><th>2 世 人 帯</th><th>3 世 人 帯</th><th>4 世 人 帯</th><th>5 世 人 帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr><tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr></table> (単位：円) </td><td></td></tr><tr><td>援助の種類</td><td>対 象</td><td>費用の限度額</td><td>期 間</td><td>備 考</td></tr><tr><td>医 療</td><td>医療の途を失った者 (応急的処置)</td><td>1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr><tr><td>助 産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上</td></tr><tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内</td><td>災害発生の日から1ヵ月以内</td><td></td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td>住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒</td><td>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円</td><td>災害発生の日から1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内</td><td>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</td></tr><tr><td>埋 葬</td><td>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</td><td>1 体当たり 大人 (12歳以上) 232,200円以内 小人 (12歳未満) 185,700円以内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</td></tr></table>		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 世 人 帯</th><th>2 世 人 帯</th><th>3 世 人 帯</th><th>4 世 人 帯</th><th>5 世 人 帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr><tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr></table> (単位：円)	区 分		1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900		援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内		学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 232,200円以内 小人 (12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	災害救助法の価格の改定に伴う修正
	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 世 人 帯</th><th>2 世 人 帯</th><th>3 世 人 帯</th><th>4 世 人 帯</th><th>5 世 人 帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table> (単位：円)	区 分		1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	18,800		24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 半焼 床上浸水	夏		6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																																																																																																			
区 分		1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																																																																																																					
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																																																																																																																																					
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																																																																																																																																					
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																																																																																																																																					
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																																																																																																																																					
援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																																																																																																																																								
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																																																																																																																																								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																																																																																																																																								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																																																																																																																																								
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内																																																																																																																																																									
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。																																																																																																																																																								
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 215,200円以内 小人 (12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。																																																																																																																																																								
	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 世 人 帯</th><th>2 世 人 帯</th><th>3 世 人 帯</th><th>4 世 人 帯</th><th>5 世 人 帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr><tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr></table> (単位：円)	区 分		1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																																																																																																					
区 分		1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																																																																																																					
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																																																																																																																																																					
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																																																																																																																																																					
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																																																																																																																																					
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																																																																																																																																					
援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																																																																																																																																								
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																																																																																																																																								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																																																																																																																																								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																																																																																																																																								
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内																																																																																																																																																									
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。																																																																																																																																																								
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 232,200円以内 小人 (12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。																																																																																																																																																								

章・節		頁	現計画					修正案					理由																																																												
第3章 第33節			<table><tr><td>死体の搜索</td><td>行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</td></tr><tr><td>死体の処理</td><td>災害の犠死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。</td><td>（洗浄、消毒等） 1 体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</td></tr></table>					死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	死体の処理	災害の犠死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	<table><tr><td>死体の搜索</td><td>行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</td></tr><tr><td>死体の処理</td><td>災害の犠死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。</td><td>（洗浄、消毒等） 1 体当り3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</td></tr></table>					死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	死体の処理	災害の犠死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当り3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。																																									
	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。																																																																				
死体の処理	災害の犠死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。																																																																					
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。																																																																					
死体の処理	災害の犠死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当り3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。																																																																					
			<table><tr><th>援助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>障害物の除去</td><td>居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者</td><td>市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 137,900円以内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr><tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）</td><td>1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の搜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td></td></tr><tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）</td><td>避難者の避難に係る支援</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費</td></tr><tr><th></th><th>範 囲</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>実費弁償</td><td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</td><td>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</td></tr></table>					援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の搜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費		範 囲	費用の限度額	期 間	備 考	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	<table><tr><th>援助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>障害物の除去</td><td>居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者</td><td>市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 143,900円以内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr><tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）</td><td>1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の搜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td></td></tr><tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）</td><td>避難者の避難に係る支援</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費</td></tr><tr><th></th><th>範 囲</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>実費弁償</td><td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</td><td>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</td></tr></table>					援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内		輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の搜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費		範 囲	費用の限度額	期 間	備 考	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	
援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																																																					
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内																																																																						
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の搜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内																																																																						
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費																																																																					
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考																																																																					
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額																																																																					
援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																																																					
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内																																																																						
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の搜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内																																																																						
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費																																																																					
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考																																																																					
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額																																																																					

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第3章 第36節	209	第36節 避難時における避難行動要支援者対策（共通） 第2項 実施責任 危機管理室・地域環境部・福祉子ども部 第3項 対策 1 避難行動要支援者への支援 (1) 避難行動要支援者 避難行動要支援者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある、特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と必要な支援対策を講ずる。 【避難行動要支援者の要件】 避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者で、自ら避難情報を入手し、避難することが困難で家族等の援護が望めない者とする。 ①身体障害者手帳、肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、聴覚障害2級を所持する者 ②精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ③療育手帳Aを所持する者 ④介護保険要介護3から5までの認定を受けている者 ⑤70歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 ⑥上記①～⑤に準ずる状態にある者 (2) 支援体制 危機管理室、福祉子ども部、地域環境部等関係部局が連携し、避難行動要支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。	第36節 避難時における避難行動要支援者対策（共通） 第2項 実施責任 危機管理室・地域環境部・福祉子ども部、産業部 第3項 対策 1 避難行動要支援者への支援 避難行動要支援者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある、その情報の把握と必要な支援対策を講ずるものとする。 (1) 支援体制 危機管理室、福祉子ども部、地域環境部等関係部局が連携し、避難行動要支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。	外国人雇用事業主との連携が想定されるため、産業部を追記 平素から準備すべき事項を第3章に転記

		また、関係部局は、平常時の業務と関わりの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う。 （３）避難支援等関係者 避難行動要支援者対策の実施に当たっては、地域づくり組織、自主防災組織、消防団、民生委員、名張市社会福祉協議会、名張警察署等と情報を共有し、連携を図りながら進める。 （４）避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理 ア 避難行動要支援者の情報収集 関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集する。 また、名簿の作成に必要があると認めるときは、法の規定に基づき、知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。 イ 名簿の作成 避難行動要支援者名簿には、対象者に関する次の情報を掲載する。 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・前各号に掲げるもののほか、その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項 （５）避難支援等関係者への名簿情報の提供 ア 平常時における名簿情報の提供 災害の発生に備え、名簿情報の提供を拒否する場合を除いて、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する。 イ 災害発生時の名簿情報の提供	また、関係部局は、平常時の業務と関わりの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う	
--	--	--	--	--

		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者のほか災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や警察からの応援部隊等に提供する。 （６）避難行動要支援者名簿の更新 ア 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行う。 イ 市は、更新した名簿を、提供を行った避難支援等関係者に送付する。 （７）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 名簿の作成、管理並びに平常時及び災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び名張市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行う。 （８）避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難及び避難指示等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮する。 ア 避難行動要支援者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝達する。 イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ウ 高齢者や障害者のニーズにあった情報を選んで提供する。 （９）避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保 市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を	（２）避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難及び避難指示等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮する。 ア 避難行動要支援者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝達する。 イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ウ 高齢者や障害者のニーズにあった情報を選んで提供する。 （３）避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保 市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を	
--	--	--	--	--

	行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、あらかじめ様々な機会を通じて啓発に努める。 （１０）避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画 ア 全体計画 市は、平成２５年８月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域における共助による避難支援、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。 イ 個別計画 全体計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者個々の避難計画を作成するものとし、市はその支援を行う。 なお、個別計画の作成に当たっては、避難支援等関係者は個人情報の取扱いについて十分配慮するものとする。 ２ 福祉施設に入所（通所）する避難行動要支援者への支援 施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進める。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努める。 （１）施設・設備の安全確保対策 ア 施設の耐震化 イ 安全確保に必要な消防設備の整備 ７ 外国人支援 外国人については、言語の違いから・・・中略・・・国際交流関係団体、ＮＰＯ等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。 （１）災害関連情報の広報 イ 迅速かつ正確な情報提供できるよう名張市防災はつとめの多言語版の導入について、関係機関と連携し検討する。	行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、あらかじめ様々な機会を通じて啓発に努める。 ２ 福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援 施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進める。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努める。 （１）施設・設備の安全確保対策 ア 施設の耐震化 イ 安全確保に必要な消防設備の整備 ７ 外国人支援 外国人については、言語の違いから・・・中略・・・国際交流関係団体、ＮＰＯ等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。 （１）災害関連情報の広報 イ 迅速かつ正確な情報提供できるよう関係機関と連携し検討する。	
--	--	--	--

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第4章 第3節	220	第4章 災害復旧計画 第3節 中小企業振興対策（共通） 第3項 対 策 （１）災害時に被災中小企業者のため、県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に要請し、商工会議所等と協力して、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。 （２）災害復旧資金については、県の金融制度の優先的な貸出措置を講ずるほか、政府系中小企業金融機関（ 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫 、商工組合中央金庫）への積極的な融資紹介等を行う。	第4章 災害復旧計画 第3節 中小企業振興対策（共通） 第3項 対 策 （１）災害時に被災中小企業者のため、県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に要請し、商工会議所等と協力して、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。 （２）災害復旧資金については、県の金融制度の優先的な貸出措置を講ずるほか、政府系中小企業金融機関（ 日本政策金融公庫 、商工組合中央金庫）への積極的な融資紹介等を行う。	国民生活金融公庫等の解散のため削除
第4章 第6節	228	第6節 激甚災害の指定（共通） [資料] 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律） 2 農林水産業に関する特別の助成 （１）農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置 （２）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 （３）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例	第6節 激甚災害の指定（共通） [資料] 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律） 2 農林水産業に関する特別の助成 （１）農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置 （２）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 （３）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例 （４）森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 （５）土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の第9条、第10条の内容を追記

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第5章 第2節	238	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2節 災害対策本部の設置 第3項 対 策 1 災害対策本部の設置 (3) 配備基準 市長は、本部長となり、各部の長に、次の区分に基づく職員配備を指令する。 各職員は、配備基準となる本市での地震の発生及び南海トラフ臨時情報の発表がなされた場合には、各部の配備計画に基づき自主的に参集することとする。その際、地震情報は自主的に収集し、危機管理室や消防本部への問合せ等を一切行わず参集することとする。 県内及び相互応援協定締結都市において配備基準の地震が発生し、職員配備をする場合には、 職員向け安否参集確認システム（ASKメール） にて連絡するものとする。	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2節 災害対策本部の設置 第3項 対 策 1 災害対策本部の設置 (3) 配備基準 市長は、本部長となり、各部の長に、次の区分に基づく職員配備を指令する。 各職員は、配備基準となる本市での地震の発生及び南海トラフ臨時情報の発表がなされた場合には、各部の配備計画に基づき自主的に参集することとする。その際、地震情報は自主的に収集し、危機管理室や消防本部への問合せ等を一切行わず参集することとする。 県内及び相互応援協定締結都市において配備基準の地震が発生し、職員配備をする場合には、 <u>市公式LINE</u> にて連絡するものとする。	ASK メールサービスの終了に伴う修正
第5章 第3節	238	第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策 1 情報収集及び伝達等 (3) 臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意等）の受理、伝達、周知 ウ 庁内における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送や電子メール等により行う。勤務時間外及び休日等については、各部で定める緊急連絡網、 職員向け安否参集確認システム（ASKメール） 等により職員に伝達する。なお、市域で震度5強以上の地震が発生している場合には自動参集となるため、伝達を待たず参集することとする。	第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策 1 情報収集及び伝達等 (3) 臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意等）の受理、伝達、周知 ウ 庁内における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送や電子メール等により行う。勤務時間外及び休日等については、各部で定める緊急連絡網、 <u>市公式LINE</u> 等により職員に伝達する。なお、市域で震度5強以上の地震が発生している場合には自動参集となるため、伝達を待たず参集することとする。	

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第5章 第3節	240	3 児童生徒等の安全対策 (1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。 ア 児童生徒等が在学中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。 イ 児童生徒等が、登下校途中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。 ウ 児童生徒等が、在宅中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、休校とし、児童生徒等は登校させない。	3 児童生徒等の安全対策 (1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。 ア 臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合 (ア) 児童生徒等が在学中に発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。 (イ) 児童生徒等が、登下校途中に発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。 (ウ) 児童生徒等が、在宅中に発表された場合には、休校とし、児童生徒等は登校させない。 イ 臨時情報「巨大地震注意」が発表された場合 (ア) 児童生徒等が在学中に発表された場合には、注意対応をとりながら学校活動は継続する。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、あらかじめ定められた方法に基づき帰宅するよう指導する。 (イ) 児童生徒等が、登下校途中に発表された場合には、注意対応をとりながら通常どおりの登下校とする。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じてあらかじめ定められた方法に基づき帰宅するよう指導する。 (ウ) 児童生徒等が、在宅中に発表された場合には、注意対応をとりながら通常どおりの登校とする。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、自宅待機とする。	表記全面見直し 三重県教育委員会が令和7年3月に策定した「学校における防災の手引き」及び各市内小中学校で作成している「南海トラフ地震に関連する情報発表時の対応」との整合

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第5章 第4節	245	第4節 関係者との連携協力の確保 第3項 対 策 1 資機材、人員等の配備手配 (1) 物資等の調達手配 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料や飲料及び生活必需品等の物資、資機材等の調達、手配については、第3章第25節「給水活動」、26節「食料供給活動」 第26節「生活必需品等供給活動」 のとおり実施するものとする。 (2) 人員の配置 災害応急対策や被災者救護等のため、市の人員が不足する場合には、第3章第2節「災害対策要員の確保」のとおり実施するものとする。	第4節 関係者との連携協力の確保 第3項 対 策 1 資機材、人員等の配備手配 (1) 物資等の調達手配 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料や飲料及び生活必需品等の物資、資機材等の調達、手配については、第3章第25節「給水活動」、26節「食料供給活動」 第27節「生活必需品等供給活動」 のとおり実施するものとする。 (2) 人員の配置 災害応急対策や被災者救護等のため、市の人員が不足する場合には、第3章第2節「災害対策要員の確保」のとおり実施するものとする。	誤記修正

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第2章 第4節	261	名張市水防計画 第2章 水防組織 第4節 通信連絡系統 1 国土交通大臣の指定する河川に関する通信連絡系統 (1) 洪水予報発表時の通信連絡系統図 【淀川水系】 (2) 水防警報及び避難判断水位情報発表時の通信連絡系統図 【淀川水系】	名張市水防計画 第2章 水防組織 第4節 通信連絡系統 1 国土交通大臣の指定する河川に関する通信連絡系統 (1) 洪水予報発表時の通信連絡系統図 【淀川水系】 (2) 水防警報及び避難判断水位情報発表時の通信連絡系統図 【淀川水系】	組織名称の変更

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第4章 第2節	267	第4章 水防活動 第2節 消防機関の活動 洪水に際し、水害を警戒し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、 水防法第 16 条の規定による水防警報を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。	第4章 水防活動 第2節 消防機関の活動 洪水に際し、水害を警戒し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、 水防法第 16 条の規定による水防警報を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。	段ずれの修正

章・節	頁	現計画						修正案						理由
第 4 章 第 2 節	267	1 水防受持区域						1 水防受持区域						表記の変更
			分団名	分団詰所	総括者	団員数	担当箇所並びに河川名 河川名 区 域		分団名	分団詰所	総括者	団 員	担当箇所並びに河川名 河川名 区 域	
		消防団長	市街地分団	市街地分団 第1部ポンプ庫	市街地 分団長	36名	名張川 (1) 名張川おきつも大橋から下流鍛冶町新町の境までの右岸 (2) 鍛冶町新町の境から下流南町朝日町の境までの右岸 (3) 南町朝日町の境から東町蔵持町里の境までの右岸 (4) 行政機関水路全域	消防団長	市街地分団	市街地分団 第1部ポンプ庫	市街地 分団長	市街地 分団員	名張川 (1) 名張川おきつも大橋から下流鍛冶町新町の境までの右岸 (2) 鍛冶町新町の境から下流南町朝日町の境までの右岸 (3) 南町朝日町の境から東町蔵持町里の境までの右岸 (4) 行政機関水路全域	
		副団長2	蔵持分団	梅が丘市民センター 原出コミュニティセンター 桔梗が丘市民センター	蔵 持 分団長	65名	名張川 ジャックリ川 (1) 大屋戸から下流夏秋蔵生に至る流域左岸 (2) 東町里境より里ジャックリ川合流点までの右岸堤防 (3) 里地内から名張川合流地点まで	副団長2	蔵持分団	梅が丘市民センター 原出コミュニティセンター 桔梗が丘市民センター	蔵 持 分団長	蔵持 分団員	名張川 ジャックリ川 (1) 大屋戸から下流夏秋蔵生に至る流域左岸 (2) 東町里境より里ジャックリ川合流点までの右岸堤防 (3) 里地内から名張川合流地点まで	
			薦原分団	西田原公民館 薦生公民館	薦 原 分団長	50名	小波田川 名張川 (1) 小波田川西田原地内より下流名張川合流点までの小波田川堤防 (2) 名張川薦生地内全域		薦原分団	西田原公民館 薦生公民館	薦 原 分団長	薦原 分団員	小波田川 名張川 (1) 小波田川西田原地内より下流名張川合流点までの小波田川堤防 (2) 名張川薦生地内全域	
			美旗分団	新田公民館	美 旗 分団長	50名	小波田川 (1) 小波田川上流滝之原境界から下流東田原地内まで		美旗分団	新田公民館	美 旗 分団長	美旗 分団員	小波田川 (1) 小波田川上流滝之原境界から下流東田原地内まで	
			比奈知分団	下比奈知区 集会所	比奈知 分団長	55名	名張川 小波田川 花瀬川 (1) 国津境界点から下流下比奈知地内まで (2) 小波田川上流滝之原上出小場から下流小波田境界点まで (3) 花瀬川上流奈垣境界から名張川合流点まで		比奈知分団	下比奈知区 集会所	比奈知 分団長	比奈知 分団員	名張川 小波田川 花瀬川 (1) 国津境界点から下流下比奈知地内まで (2) 小波田川上流滝之原上出小場から下流小波田境界点まで (3) 花瀬川上流奈垣境界から名張川合流点まで	
			錦生分団	錦生市民センター	錦 生 分団長	60名	阿清水川 宇陀川 名張川 (1) 三重奈良県境から下流宇陀川合流点まで (2) 三重奈良県境から下流滝川合流点まで (3) 滝川合流点から下流名張大橋を経て山麓までの左岸		錦生分団	錦生市民センター	錦 生 分団長	錦生 分団員	阿清水川 宇陀川 名張川 (1) 三重奈良県境から下流宇陀川合流点まで (2) 三重奈良県境から下流滝川合流点まで (3) 滝川合流点から下流名張大橋を経て山麓までの左岸	
			赤目分団	赤目市民センター	赤 目 分団長	50名	滝川 宇陀川 (1) 赤目滝溪谷及び下流宇陀川合流点まで (2) 滝川と宇陀川合流点から下流釜石川合流点までの右岸		赤目分団	赤目市民センター	赤 目 分団長	赤目 分団員	滝川 宇陀川 (1) 赤目滝溪谷及び下流宇陀川合流点まで (2) 滝川と宇陀川合流点から下流釜石川合流点までの右岸	
			箕曲分団	箕曲市民センター	箕 曲 分団長	65名	名張川 青蓮寺川 釜石川 宇陀川 (1) 下比奈知夏見境界から下流おきつも大橋までの左右岸 (2) おきつも大橋から下流新町橋までの左岸 (3) 曾爾村境から名張川合流点まで (4) 釜石川左右岸 (5) 釜石川合流点から右岸黒田橋まで		箕曲分団	箕曲市民センター	箕 曲 分団長	箕曲 分団員	名張川 青蓮寺川 釜石川 宇陀川 (1) 下比奈知夏見境界から下流おきつも大橋までの左右岸 (2) おきつも大橋から下流新町橋までの左岸 (3) 曾爾村境から名張川合流点まで (4) 釜石川左右岸 (5) 釜石川合流点から右岸黒田橋まで	
			国津分団	長瀬ポンプ庫 布生上出集会所	国 津 分団長	46名	名張川 百々川 (利根川) 折戸川 (1) 美杉村境から下流上比奈知の境界点まで (2) 百々地内から折戸川合流点まで (3) 折戸川流域布生から青蓮寺湖		国津分団	長瀬ポンプ庫 布生上出集会所	国 津 分団長	国津 分団員	名張川 百々川 (利根川) 折戸川 (1) 美杉村境から下流上比奈知の境界点まで (2) 百々地内から折戸川合流点まで (3) 折戸川流域布生から青蓮寺湖	
※ 団長は、必要に応じ他の分団の水防作業を応援せしめることがあるものとする。														
※ 団長は、必要に応じ他の分団の水防作業を応援させることがあるものとする。														

章・節	頁	現計画	修正案	理由
第4章 第2節	269	第4章 水防活動 第2節 消防機関の活動 4 名張川排水樋門の操作等 (1) 名張川排水樋門は、名張川の洪水により瀬古口、夏見地区への逆流を防止し又は瀬古口、夏見地区の水位を下げ、もって災害の発生を防止することを目的とし、緊急を要する場合を除き、木津川上流河川事務所長の要請により、下記の樋門の操作に当たるものとする。 一、瀬古口排水第一樋門 二、瀬古口排水第二樋門 三、瀬古口排水第三樋門	第4章 水防活動 第2節 消防機関の活動 4 名張川排水樋門の操作等 (1) 名張川排水樋門は、名張川の洪水により瀬古口、夏見地区への逆流を防止し又は瀬古口、夏見地区の水位を下げ、もって災害の発生を防止することを目的とし、緊急を要する場合を除き、木津川上流河川事務所長の要請により、下記の樋門の操作に当たるものとする。 一、瀬古口排水第一樋門	削除

